

令和7年度包括外部監査「商工労働観光行政に係る事務の執行及び事業の管理について」

令和8年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	監査の結果（指摘事項）			措置の内容	対応区分	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
1	67	結果 1	販路拡大支援事業(販路拡大チャレンジ補助金)	交付決定日以前の支払経費に対する取扱い	補助金交付申請書は事業を開始する日の14日前までに市に提出されていることとされているが、「事業を開始する日」の解釈が要綱上で明示されておらず、46件の補助対象先のうち17件において、交付申請日より前に出展予約の支払いが完了した経費（参加費及び出展料（小間料））に補助しているケースが見受けられた。交付申請日前に支払いを行った場合の取扱いについても、要綱に定められていなかった。 基本的に、交付決定日前の発注や契約、支払を行ったものについては、補助金の趣旨、公平性の観点から補助対象外とすべきである。補助金は交付決定を受けて初めて補助事業が実施でき事業者は請求権を有することから、交付決定日以降に発生する経費を対象とするのが原則である。交付決定前の申込は、実質的に自己判断で事業に着手したとも考えられ、事後的に都合よく補助金をあてはめることを防ぎ、公平性・透明性を担保するための重要な考え方である。また、交付決定前の支出まで遡って認めると、その後の他の応募者の予算までも消化してしまう可能性があり、他の応募者に比べて先行着手した者が有利になるため、公平性を欠く。 市は、商談会・展示会の参加費及び出展料（小間料）について、相当期間の申込みや出展料の支払いを条件にしている場合があることから、それを補助対象にできるか否かを関係部局と協議した結果、その事業の性質を鑑みて、交付申請前に支払ったものも補助対象としたようである。販路拡大チャレンジ補助金に関するホームページ（令和6年10月16日更新日）を閲覧すると、申請にあたっては、取組を開始する日（商談会・展示会等への出展については開催初日）の14日前との記載を設け運用していたようであった。 こうした商談会や展示会の参加費及び出展料（小間料）の取扱いについて市の考え方は理解できるが、補助金の基本的趣旨が潜脱されるとも受け取られかねない事項については要綱等で明確に取り扱うべき事項であり、実務の中で柔軟に解釈運用すべきものではないと考える。 なお、担当課からは、要綱に明確に規定することが望ましいと判断し、計画を事前に認定する条項（令和7年2月1日施行）を設けたとの回答を受けた。	措置済	創業経営支援課	
2	73	結果 2	大分市創業者応援事業補助金	契約書の未提出について	実績報告書の添付資料として工事請負契約書が提出されていないケースが見られた。市は、補助金交付要綱に定める契約書を「賃貸借契約書」に限定して解釈しており、工事請負契約書は必須提出資料と捉えていなかった。申請時に工事未着手であることを目視確認しており、見積書と対応する領収書が提出されているため、補助対象としているとの回答を受けたが、工事請負契約書が不要とされる理由に合理性は認められない。	措置済	創業経営支援課	

令和7年度包括外部監査「商工労働観光行政に係る事務の執行及び事業の管理について」

令和8年度措置状況又は今後の措置方針

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
1	16	意見 1	労政総務費（人材の確保・活用のための企業向けセミナー）	成果指標について	当事業は、地域企業の人材の確保・活用を促進し人材力強化を目的としている事業であるが、現状の評価指標は受講者数や1人当たり受講時間など活動量を示すものになっている。本来であれば、セミナーを通じて企業や参加者にどのような行動の変化や価値の創出があったか等の成果を測定し、それを評価指標とすることが望ましいと考える。 たとえば、受講後のアンケートを通じてセミナーの受講によって企業の人材確保や定着率の向上、受講者のスキルアップなどにどれほど役立ったか、満足度を把握できているはずなので、その満足度を評価指標とすることにより事業の実質的な効果をより直接的に把握できるのではないかと考える。	令和6年度からオンライン形式のセミナーへ見直し、受講から1年後のアンケートを行っているが、評価指標を設定する上での実績が現時点で2年度分のみであり、受講から1年後のアンケート結果も令和6年度分のみであることから、令和8年度の実績及び令和7年度分の受講から1年後のアンケート結果を踏まえたうえで満足度を評価指標として設定したいと考えている。	商工労政課	
2	16	意見 2	労政総務費（人材の確保・活用のための企業向けセミナー）	他の事業との連携について	当事業は、令和6年度より専門業者に委託している。これは、それまでの対面によるセミナーからオンラインセミナーにすることにより、受講者の利便性の向上を図ったためである。実際に受講者からも好評であり、受講者数も増加しているということであった。 今後は、委託先と市側が定期的に情報共有や進捗確認を行い、アンケート等で他の支援事業への接続が必要な受講者はいないか等を定期的に把握する仕組みが必要であると考ええる。	セミナー受講後のアンケートにおいて、市に取り組んでもらいたい施策についての項目を設定していることから、令和8年度より他の支援事業への接続が必要な受講者はいないか等の把握を行い、適切な支援へつなげていくこととした。	商工労政課	
3	19	意見 3	労政総務費（シルバー人材センター補助金）	就業率の向上や退会者の減少に向けた対応	大分市シルバー人材センターは、近年の会員数の伸び悩みと相まって、退会者数が入会者数を上回る状況が継続していることを考慮すれば、将来的には組織全体の活力維持や地域社会への安定した貢献が困難となることが懸念される。 このような会員減少・定着率低下へ対応するには、会員データの正確な管理と業務マッチングがより重要になってくると考える。たとえば、AIやデジタル技術を活用し、会員一人ひとりの希望や能力を的確に把握したうえで、業務内容との最適なマッチングを自動化するシステムの導入を検討してはどうだろうか。 これにより、会員が自身の得意分野や意欲に合った仕事に従事できる機会が増え、モチベーション向上や離脱防止、さらには新規入会者の確保にもつながるのではないだろうか。DX化の推進と現場のニーズを反映した運用体制の構築を進めることで、当センターの持続的な発展に繋がることを期待したい。	大分市シルバー人材センターの「第2次中期計画（令和4年度～令和8年度）」において、デジタル化の推進を掲げており、令和7年度から会員向けのクラウドサービスの運用を開始し、求人情報の提供等を行っている。 今後も、スマホやパソコンを活用した就業報告や就業情報の提供を図るなど、デジタル化の推進に取り組むこととしている。	商工労政課	
4	20	意見 4	労政総務費（シルバー人材センター補助金）	評価指標について	当事業における評価指標は、現状、事業実績額（請負・派遣契約額）が評価基準となっており、地域貢献や経済的自立性、高齢者の生きがい創出や健康寿命の延伸といった、当センター本来の目的が十分に反映されている指標とは言い難い。 したがって、事業実績額だけではなく会員の満足度や就業継続率などを新たな成果指標として加えることが必要であると考ええる。具体的には、会員アンケートによる満足度調査や、継続的な就業状況の把握、地域社会への貢献度等を測定する評価指標の導入を検討していただきたい。	令和8年度から就業率（会員に対する実就業人員の割合）を評価指標として設定することとした。	商工労政課	
5	22	意見 5	労政総務費（おおいた勤労者サービスセンター補助金）	補助金の在り方について	市は勤労者サービスセンターに対して当センターの経費に充てるため補助金を交付している。しかし、当センターの直近決算書を見てみると総事業収益（約2.2億円）に対する補助金（約4.3百万円）の割合が低く、概ね自立運営が可能な状況であることが推察できる。 したがって、補助金の必要性やその規模については再検討が必要ではないかと考える。 具体的には、当センターの財政状況や積立資産の推移を定期的に確認しながら、補助金の縮小を段階的に進めることが考えられる。徐々に減額していくことで、当センターの自立性をさらに高めることができるし、縮小に伴いセンター自身が収益事業の拡充や経費削減など、自主的な経営努力が促進されることが期待できる。	近年の単年度収支においては赤字決算となっているが、繰越金や特定資産の状況（事業拡充引当預金等 約7,300万円）を考慮し、令和8年度から補助金の交付を当面の間見送ることとした。	商工労政課	
6	22	意見 6	労政総務費（おおいた勤労者サービスセンター補助金）	理事会の体制について	当センターの理事会は、理事の多くがいわゆる充て職で構成されており、ガバナンスの形骸化が懸念される。 少なくとも常勤職員の最高責任者を理事に加え、現場の実態や課題を理事会に直接反映させ、意思決定の質を高めることが重要であると考ええる。これにより、理事会の機能強化と組織運営の透明性向上が期待できると考える。	おおいた勤労者サービスセンター事務局において県内の他サービスセンター等への照会を行い、今後の体制について検討中である。	商工労政課	
7	23	意見 7	労政総務費（おおいた勤労者サービスセンター補助金）	新たなサービスの提供の創出について	現時点の当センターの会員数は、会員獲得の経営努力もあり減少しているような状況ではない。しかし、人口減少が予想されているなか、将来的には会員数の減少や高齢化への対応が課題となることは想像に難くない。今後は、給付金や余暇活動事業など従来型のサービスを維持しつつも、子育て世代など若年層のニーズに合ったサービスの提供がより求められるようになると思われる。 たとえば、育児支援サービスの拡充が挙げられる。保育施設や学童保育の利用補助、子育て相談窓口の設置など、家庭と仕事の両立を支援する新たなサービスを導入することが有効ではないだろうか。また、デジタルサービスの導入として、オンライン講座や健康管理アプリの提供、電子申請の導入など、利便性向上策を進めることも重要と考える。加えて、SNSやWebサイトを活用した広報活動や若年層向けイベントの開催など、特に若い世代への訴求を意識することが必要と考える。	おおいた勤労者サービスセンターでは、令和7年12月にサービス向上等に関するアンケート調査を実施し、充実してほしいサービスや新しいサービスのニーズ把握を行った。 また、デジタルサービスの導入については各種サービス・企画の申込みをスマートフォン等からできるようにするなど、可能な部分から改善している。理事会においてもDXの推進が求められていることから、引き続き、運用全体のデジタル化対応のための次期基幹システム導入に向けた調査・研究を行うこととしている。	商工労政課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
8	25	意見 8	労政総務費（中小企業等勤労者向け融資）	将来的な事業の在り方について	当事業については、認知度の低さや市中金融機関等との競合を要因として利用率が低迷していることが課題といえる。近年、民間金融機関や労働金庫による低利融資が充実し、自治体独自の融資制度の必要性が低下している面は否めない。また、全国的に見ても同様の制度を廃止した自治体が散見され、今後の事業の継続性について再検討されていることが窺える。 したがって、大分市としてもまず民間金融機関や労働金庫等による低利融資の現状や利用者ニーズを把握し、自治体独自の融資制度の役割や必要性を再評価することが重要ではないだろうか。その結果、必要性が低いと判断される場合は、段階的な事業縮小や廃止を検討し、廃止後は労働金庫や金融機関との連携による低利融資の紹介や、生活困窮者向け貸付制度（社会福祉協議会の生活福祉資金など）への誘導を行う体制を整えるべきと考える。	直近で利用があった住宅資金融資でも最終利用が令和元年であり、新規利用がない状況が続いている。こうしたことから、令和８年度から今後の方向性について検討することとした。	商工労政課	
9	27	意見 9	障がい者職場実習促進事業	長期的なフォロー体制の整備とそれに伴う評価指標の設定について	所管課では、当事業における１年後の定着率に関する資料を委託先から入手しているものの、説明を求められた時の参考資料として入手されており、特に当事業に活かすという意図ではないということであった。 しかし、より長期的なスパンで当事業の有効性を測るためには、たとえば実習終了後１年・３年等のタイミングでフォローアップ面談を実施し、参加者の職場定着状況や課題を定期的に確認する仕組みを整えることが必要ではないかと考える。同時に、面談結果や職場への適応状況、定着率などをもとにした長期的な評価指標（例えば、１年後の定着率〇〇％以上、２年後は〇〇％以上など）を設け、より長期的な視点で効果検証ができる仕組みを検討していただきたい。	委託先は県から指定を受けた「障害者就業・生活支援センター」であることから、フォローアップ体制は整っており長期的な定着状況等の把握は行っていることを確認している。本市としては、委託内容に１年後の定着率の報告を含めていることから、令和８年度から評価指標として設定することとした。	商工労政課	
10	29	意見 10	商業振興事業（大分七夕まつり補助金）	評価指標の妥当性	当該事業は、中心市街地活性化と観光振興を図ることを目的としており、期間中の「来場者数」を評価指標として掲げている。令和６年度実績来場者数は４００,０００人であり、目標値４００,０００人を達成していることから、達成状況は「a」と評価している。 予算４９百万円に対して大分市の補助金額は３６百万円と７割を超える負担となっている。補助金率が高く、大分市が中心となって実施している事業であることから、補助金額に見合う効果があるか、その必要性をより慎重に判断する必要があると考えられる。 「来場者数」が多いと経済効果も高くなると推定はできるが、４００,０００人という目標人数が、補助金額３６百万円の経済効果として妥当な人数なのか検証が必要と考える。事業の必要性を判断するための評価指標として、「来場者数」のみで十分なのかも含めて検討することが望まれる。 また、そもそも大分市がその多くを負担する必要がある事業なのか、大分市内の企業等からの負担金・協賛金額を増やしてもらうなど大分市の補助金率の引き下げに繋がる取組も含めて検討することが望まれる。	大分七夕まつりは２日間で来場者数４０万人を誇る本市を代表する大規模イベントであり、賑わい創出や回遊性向上に寄与する事業として補助金の効果は高いものと考ええる。 そのうえで、令和８年度から経済効果を判断しやすい新たな評価指標として「七夕まつり来場を契機とした消費額」を設定し、来場者アンケートを通じて消費合計額を推計することとした。 また、令和８年度からは市の補助金を百万円減額するとともに、七夕まつりの特別協賛など自主財源の確保のための取組をより一層強化することとした。	商工労政課	
11	30	意見 11	商業振興事業（大分七夕まつり補助金）	補助金額の妥当性検討	当該事業は、大分市まつり振興会(以下「振興会」という。)に補助金を交付し、振興会が主催者となって「大分七夕まつり」を開催している。補助金の額は振興会が作成する収支予算書に基づき決定されるため、収支予算書の金額が適正かどうか、大分市としても検討する必要があると考える。 この点、振興会の資料からは、業者を選定する際の一部で相見積を取っていることが確認できない。複数者から相見積を取ることで事業予算が削減され、補助金を減額する余地もあると考えられるため、原則として複数者から相見積を取ることを求める必要がある。 また、振興会が支出を行う際に業者から見積書・請求書を取っているが、一部の業者からの見積書・請求書は、その内容詳細が分かるものとはなっていない。現在の見積書の内容で補助対象経費かどうか判断することはできないと考えられるため、補助対象経費が判断できる明細等を入手させる必要があると考える。	見積書等の提出ルールを明確化するため、５月２９日に開催した大分市まつり振興会総会において「大分市まつり振興会 会計規程」を制定し、令和８年６月１日から運用を開始した。	商工労政課	
12	30	意見 12	商業振興事業（大分七夕まつり補助金）	支出報告書の根拠資料添付	振興会は、支出に関して領収書等を証憑書類として入手しているが、事業費に関しては交付金支給団体に支出報告書の提出を求め、これを証憑書類としている。支出報告書には、内訳費用の証拠として領収書等を添付している団体と支出報告書だけが提出されている団体がある。 補助金を使って行われる事業であることから、補助金が本来の趣旨で使用されていることを市としても担保する必要がある、少なくとも振興会に、支出内容が確認できる書類等を添付した支出報告書を団体に求めるよう指導する必要があると考える。	事業完了時の事業完了報告書や領収書等証憑書類等の提出ルールを明確化するため、５月２９日に開催した大分市まつり振興会総会において「大分市まつり振興会 会計規程」を制定し、令和８年６月１日から運用を開始した。	商工労政課	
13	33	意見 13	中小企業競争力強化支援事業（小規模事業者競争力強化支援事業補助金）	評価指標の妥当性	評価指標が「補助件数」となっており、目標値１００件に対して令和６年度の実績は１１４件と、達成状況は「a」としている。しかし、当該事業は補助することが目的ではなく、補助金を交付することにより企業の持続的な成長や競争力の強化を図ることが目的であるため、評価指標としては不十分であるといえる。 この点、市は補助金利用事業者に対してアンケートを実施しており、売上の増加、新規取引先の獲得状況等を調査していることから、アンケートを活用し、当該事業の実施によりどのような効果があったかを測ることができる指標、例えば補助金交付前後で売上高が増加した企業の割合などを併せて設定することが望ましい。	令和８年度から、当該事業の必要性や効果を測定することができる評価指標として、補助金利用事業者に対するアンケート調査の結果（事業実施後に売上増と答えた店舗の割合）を設定することとした。	商工労政課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
14	35	意見 14	商都復活支援事業（まちなか出店サポートセンター事業）	評価指標の妥当性	当該事業は、①テナントミックス事業②イベントミックス事業③フォローアップ事業④広報事業⑤エリアマネジメント推進事業の5つに分けられる。 評価指標を「空き店舗率」としているが、目標4. 6%に対して令和6年度実績は 9. 0%と達成状況は「d」となっている。 いずれの事業も「空き店舗率」を改善するための施策ではあることは理解できるが、「空き店舗率」は大分市中心市街地活性化基本計画に掲げられている目標指標であり、商都復活支援事業以外の様々な事業の積み重ねによって達成されるものであるため、当該事業との直接的な関係を把握することは困難であり、評価指標としては不十分であるといえる。 当該事業の必要性や効果を測定することができる指標を設定することが望まれる。	令和8年度から、当該事業の必要性や効果を測定することができる評価指標として、まちなか出店サポートセンター相談件数を設定することとした。	商工労政課
15	36	意見 15	商都復活支援事業（まちなか出店サポートセンター事業）	実績報告	令和6年度までは随意契約により事業者を選定しており、予定価格は選定事業者の見積書をもとに、日数×単価で算定している。 業務の適正価格は合理的に算定することはできないため、事業に要する日数を試算し、日数に基づき予定価格を決定することは妥当であると考えられる。 当該委託業務については、実績として相談件数や相談内容の報告を求めている。しかし、随意契約であり予定価格は業者の見積書に基づき決定されていることから、価格が妥当であったか検討するためにも、少なくとも実績日数を報告させ、予定日数との差異を把握する必要があると考える。 なお、令和7年度より公募型プロポーザル方式へ変更し、競争性が働くよう執行方式の見直しが図られている。	令和8年度から、各事業ごとに要した実績日数の報告を受け、予定日数との差異を把握することとした。	商工労政課
16	39	意見 16	商都復活支援事業	評価指標の妥当性	当該事業は、①まちなか出店支援事業②イベント開催事業③広域連携イベント誘致事業④商店街基盤整備事業⑤中心部活性化商店街等連携イルミネーション事業⑥中心部活性化商店街等連携イベント事業⑦中心部活性化商店街等連携販売促進事業の7つの異なる事業から構成されている。これに対して評価指標は「空き店舗率」「歩行者通行量」と共通の指標が設定されている。 いずれの事業も「空き店舗率」「歩行者通行量」を改善するための施策ではあるとは理解できるが、各事業がどれだけ貢献しているか効果を測定することはできないと考えられる。 また、上記指標は商都復活支援事業以外の複数事業でも設定されている指標であり、様々な事業の積み重ねによって達成されるものであるため、当該事業との直接的な関係を把握することは困難であり、評価指標としては不十分であるといえる。 当該事業の必要性や効果を測定することができる指標、例えば補助金を活用した出店件数や補助金を活用して実施したイベントの平均来場者数などを設定することが望まれる。	令和8年度から、当該事業の必要性や効果を測定することができる評価指標として、「補助金を活用した出店件数」、「補助金を活用して実施したイベントの平均来場者数」を設定することとした。	商工労政課
17	40	意見 17	商都復活支援事業	補助対象経費の明確化	本事業は、申請内容について、事務局で大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱の補助対象経費に該当しないか検討を行った後、大分市中心市街地商都復活支援事業選考委員会に諮り意見を聴き、意見に基づき交付決定を行っている状況である。イベント等では想定していないような経費が発生するケースも多いため、要綱等で詳細を定めることは困難ではあるものの、担当者の裁量を排除し、公平性を確保するためにも、可能な限り要綱等で具体化、明確化することが望まれる。	令和8年4月1日に「大分市中心市街地商都復活支援事業補助金交付要綱」を改正し、補助対象経費を明確化した。	商工労政課
18	42	意見 18	歩行者天国実施事業	評価指標の妥当性	評価指標として、「売上が増えた個店の割合」「来場者数」を設定している。 当該事業が、魅力ある中心市街地の創造、回遊性の向上、滞在時間の延長を図るとともに広く魅力発信することで市内外からの誘客増加と市全体の活性化に寄与することを目的としていることから、「売上が増えた個店の割合」は当該事業の成果を計る合理的な指標であると考えられる。 しかし、商店街振興組合に加盟する店舗は約370店舗であるのに対して、回収したアンケートは50件にも満たないため、効果測定の指標としては精度が不十分と考える。 当該事業は補助率がほぼ100%となっている事業であり、なぜ市が全額負担して実施する必要があるのか、市民に説明できるだけの成果が求められるものと考えられる。なぜ個店の協力を得られずアンケートの回収率が低いのか、まずはその要因を分析し、回答者へ歩行者天国の目的や効果を伝えるなどの工夫をして、より多くのアンケート回答を得られるように改善する必要がある。	令和8年度に、回答者へ歩行者天国の目的や効果が伝わるよう依頼文を見直したほか、各商店街事務局を訪問し、アンケートの趣旨や回答への協力依頼を行った。 また、回答方法についても、従来の電子回答のみから紙・電子の併用方式へ見直し、より多くの個店が回答しやすい環境を整えた。	商工労政課
19	43	意見 19	歩行者天国実施事業	補助対象経費の妥当性	補助金交付先である大分市中央通り歩行者天国推進委員会（以下「推進委員会」という。）が事業を実施する上で、どのように業者を選定するかについて定めがなく、相見積を取ることは求められていない。しかし、相見積を取ることで補助金を削減する余地もあると考えられる。 当該事業は、推進委員会に補助金交付することが予め決まっている事業であり、交付先決定に際して競争性はない。補助金は公金を原資としており、市としては補助する額が適正か、過大に交付していないか検討する必要がある。 この点、推進委員会では令和7年4月1日付で「大分市中央通り歩行者天国推進委員会会計規程」を新設し、「競争の原理が働くよう」、一定金額以上は複数者から見積書を取ることが明文化されている。市としては、推進委員会が会計規程に従い、複数見積書を取った上で業者選定しているか、確認することが望まれる。	令和8年度から年度末の実績報告時に、「大分市中央通り歩行者天国推進委員会 会計規程」に従い複数の見積書を徴取した上で業者が選定されているか確認することとした。	商工労政課

番号	報告書 ページ	意見				措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目		内容			
20	43	意見 20	歩行者天国実施 事業	実績報告	大分市中央通り歩行者天国推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、株式会社大分まちなか倶楽部（以下「大分まちなか倶楽部」という。）に事務局業務を委託している。契約金額は、大分まちなか倶楽部が日数×単価で算定した見積書に基づいて、推進委員会で決定している。 しかし、随意契約であり契約金額は業者の見積書に基づき決定されていることから、金額が妥当であったか検討するためにも、少なくとも実績日数を報告させ、予定日数との差異を把握する必要があると考える。	令和8年度から、各事業ごとに要した実績日数の報告を受け、予定日数との差異を把握することとした。	商工労政課	
21	45	意見 21	大分市クリエイ ティブ産業育成 事業	重点的に育成すべきクリエイ ティブ人材の明確化につ いて	当事業は、「大分市商工業振興計画」に基づき、成長産業の一つであるクリエイティブ産業に注目し、当該産業の育成を目的として平成30年度から実施されている。当初は、デザインをターゲットに事業を推進してきたが、現行においては、どの分野のクリエイティブ人材を重点的に育成するのかが明確にされていないように見受けられる。クリエイティブ産業といっても、デザイン、映像、音楽、アート、広告、IT、ゲーム、ファッション、建築など多様な分野が含まれており、それぞれに求められるスキルや人材像が異なるはずである。育成対象となる人材の分野や特性を十分に整理し、事業の方向性や支援策を設定することが望まれる。 今後は、地域や産業界のニーズを踏まえ、多岐にわたるクリエイティブ産業の分野について検証し、重点的に支援・育成すべきクリエイティブ人材の分野を明確化されることを期待したい。	クリエイティブ産業には映画、ゲーム、アニメ、音楽等のコンテンツ産業の外、ファッション、アート、デザイン、建築設計等、多岐にわたる分野が含まれている。 電子書籍、アプリゲーム等のデジタル形式で記録されたデジタルコンテンツ産業は今後、特に成長を期待されている分野であることから、本市においてもデジタルコンテンツ産業に係る人材の支援・育成を重点的に推進していくこととした。	商工労政課	
22	48	意見 22	中小企業競争力 強化支援事業 （貨物運送業者 支援事業）	事業の継続性について	当事業は、物流業界の「2024年問題」等への対応策として国の緊急経済対策の一環で実施されているため、令和7年度をもって終了予定である。よって、一時的な支援に留まることにより、事業終了後の運送事業者の安定経営や競争力維持が困難となることが懸念される。 そのため、事業終了後も既存の物流DXや人材育成、車両更新支援に関する事業など、他の事業を通じて継続的な支援を行うことが重要と考える。また、その際には、原油価格高騰対策のような時限的な支援だけでなく、省エネ化や脱炭素化を促進する長期的な視点での支援策を検討すべきと考える。	貨物運送事業者支援事業については、燃油価格の高騰や2024年問題に対する緊急経済対策として実施したものであるが、「大分市小規模事業者競争力強化支援事業補助金」によるDX推進や「中小企業者経営力強化促進補助金（人材育成応援事業）」・「ビジネスオンライン講座」による人材育成など、既存事業を活用した支援を今後も継続していく。また、貨物運送事業者を含めた中小企業の事業継続を図るため、長期的な視点に立ち、企業の省エネ化や脱炭素化に資する取組への支援策も検討していく。	商工労政課	
23	51	意見 23	ふるさと大分市 応援寄附金推進 事業（個人版ふ るさと納税）	ふるさと納税における効果 的な広報の在り方につ いて	ふるさと納税寄附金実績額から、大分市の魅力ある返礼品の開発や特設サイトの開設など、市の努力もあり年々増加していることが見てとれる。当事業を今後さらに発展させるために、以下の点に留意されたい。 ふるさと納税の推進にあたっては、単に返礼品の魅力を訴求するだけでなく、寄附金の使途や地域が抱える課題、その解決に向けた取組などを寄附者が地域の未来に共感し参画できる広報戦略を展開することが重要であると考え。特設サイトでは、寄附金の使い道自体は示されているものの、実際に寄附金がどのように活用されているかについての具体的な事例紹介が「準備中」となっており、寄附者に対して活用の実態が十分に伝わっていない。寄附者は自身の寄附がどのようなかたちで地域に貢献しているのか、どのような成果をもたらしているのかを知りたいというニーズを持っていると思われるが、現状はその期待に十分応えられていない。 したがって、活用事例の作り込みを進め寄附金によって事業がどのように成果を上げたのか具体的に示す必要があると考える。 寄附者が自身の寄附の意義を実感できるような情報発信に努めるべきである。	寄附金の使い道の具体的な事例紹介として、令和7年度の使い道のひとつである「大分市里帰り出産家庭支援事業」を取り上げ、大分市ふるさと納税特設サイト内で発信を行った。 今後も使い道について、定期的に情報発信を行っていく。	商工労政課	

番号	報告書 ページ	意見				措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目		内容			
24	53	意見 24	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	指定企業からの提出書類未入手	指定の申請時や助成金の額の確定時に添付書類として市長が別に定める書類が掲げられており、内規で当該書類に設備投資に関する支出証拠としての契約書や請求書を定めていたところ、実際には全ての契約書や請求書が提出されていなかった。 特に大企業では投資件数が多く、請求書等の提出自体が膨大な事務量となるため、企業側の提出事務の負担が過大で手続が煩雑になること、市としても全件確認を行う時間的、人的余裕がないのが現状である。その結果、請求書が提出されないまま、企業内部の支払システム出力資料などを代替証憑として認める事例が発生している。 このような運用は、市・企業双方の事務負担を軽減する効果がある一方で、複数の問題を内包している。まず、内部資料は企業内部で作成・管理されるものであり、請求書のように取引の相手方による外部証憑ではないため、支出の実在性、金額の正確性、取引相手の確認といった点で証拠能力が弱い。また、内部資料の取扱い基準が明確でないまま個別判断で認められていることから、企業によって提出内容に差が生じ、制度運用の公平性が損なわれる懸念がある。 改善策を検討する上では、①従来どおり全企業に請求書提出を求める形式的に公平性を重視した対応、②企業の規模・内部統制の整備状況に応じて提出要件を緩和するリスクベースの効率性重視の対応という二つの考え方がある。前者は公平性の確保には有効だが、行政・企業双方の事務負担が過大で、制度の利用意欲を下げるおそれがある。一方、後者は効率的で実務的であるが、基準を明確にしないと恣意的な運用がなされ不適切なものが紛れ込むリスクがある。 したがって、今後は両者のバランスをとりつつ、リスクベースでの合理的な確認手続を制度化することが望ましい。具体的には、会計監査人設置会社や上場企業など、外部監査や内部統制体制が整備された企業については、請求書全件の提出を求めず、監査部門の確認書等をもって代替可能とする。一方、内部統制が十分でない中小企業については、引き続き請求書等の原始証憑を提出させ、行政側が重点的に確認する。また、請求書等が提出されない場合の例外的な取扱いを明文化し、代替資料の範囲や確認手順を標準化することで、運用の公平性と透明性を確保する。制度の目的とリスクに応じた柔軟な管理手法を導入することにより、行政の効率性と企業の利便性を両立させつつ、助成金の適正執行を確保することができるものと考えられる。	令和8年度から、大分市企業立地促進条例等に関する取扱規程を改正し、設備投資支援に係る証拠書類について、会計監査人等を設置している助成企業に限り、監査部門の確認書等を請求書等の代替証憑とすることができることを明文化した。 なお、会計監査人等を設置していない助成企業については、引き続き請求書等の原始証憑を提出させることとした。	創業経営支援課	
25	54	意見 25	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	助成対象範囲の明確化	大分市企業立地促進条例施行規則（令和6年4月1日施行）を見ると、助成対象となる設備投資の対象取得期間が、「事業開始日の5年前の日から事業開始日の前日まで」と定められており、実際に申請時点で既に取得から数年が経過した設備も対象となっている事例が見られた。このように期間を長く設定しているため、企業によっては事業開始とは直接関係の薄い過去の投資や、既に使用されている資産が助成対象に含まれるケースも生じており、助成制度の趣旨である「立地の促進、産業振興、雇用機会の拡大」との関係が不明確なものと推察された。また、過去の投資を含めると、早期に投資を行った企業ほど有利となる傾向が生じ得ることから、制度運用の公平性や透明性が損なわれる懸念も考えられる。 この問題に対応するためには、過去の投資を対象とする場合、あらかじめ提出された（設備投資を含む）計画書に位置付けられた投資に限るなど、助成対象範囲を明確にすることが重要である。さらに、審査段階では投資が立地判断と一体的に行われたことを示す社内決裁書類や計画書の提出を求める等、事後的な対象拡大を防止する運用を徹底する必要があるといえる。 なお、担当課からは、企業立地促進条例施行規則を改正し令和7年度から設備投資に係る事業計画書の提出を求めその提出日以降に行う設備投資を助成対象とすることとしたとの回答を受けた。	令和7年度から、大分市企業立地促進条例施行規則を改正し、設備投資の対象取得期間を「事業計画書を提出した日から事業を開始する日の前日まで」としたことから、現在は事後的な助成対象拡大ができないようにしている。	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
26	55	意見 26	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	設備投資に係る資産の所在やリポートの有無の確認	設備投資に関連した助成金の運用において、公金支出の観点からは助成対象企業が助成金によって取得した固定資産を実際に所有、使用しているかを確認することが重要である。しかし、現状では全ての案件について現地確認を通じて資産の実在性を確かめることは、行政、企業双方にとって大きな事務負担となること等から行われていない状況となっている。また、事後的な値引きやリバート、変更契約の発生により、実際の支出額と助成金算定額に乖離が生じるリスクが存在する。これらの状況を放置すると、助成金の過大交付や不正利用をチェックできないおそれがあり、制度の信頼性や説明責任を損なう結果となり得る。 問題の背景には、企業による支出実績報告の正確性に依存していること、行政による確認手続の効率化と精度向上の両立が難しいこと等が挙げられる。とりわけ会計監査人設置会社や上場企業など外部監査や内部統制体制が整備された企業に対してまで一律に全件確認を求めることは現実的でなく、企業側の提出負担が過大となり、助成制度そのものの利用意欲を減退させる懸念もある。 このような課題に対し、実務上の解決策の1つとして償却資産申告書の活用が挙げられる。償却資産申告書は、取得年月日、資産の所在地、取得価額などが明確に示された公的書類であり、助成対象資産の存在確認や所有状況を効率的に検証できる信頼性の高い資料である。特に、高額な設備助成を受けた企業に対して、当該申告書控（紙または電子データ）の提出を依頼することで、現地確認を補完し、支出の実在性を客観的に裏付けることが可能となる。 全件提出を義務付けると企業側、市側双方の負担が過大となるため、例えば一定額以上の案件を対象として協力ベースで実施することも方法の1つである。この方法であれば、提出を強制するのではなく、制度の適正運用に向けた協力要請として位置づけられるため、企業との信頼関係を維持しつつ確認精度を高めることができる。また、提出範囲を助成対象資産に限定し、目的を助成金の適正な執行の確認として明確化して、営業秘密や個人情報の保護にも配慮できる。 さらに、施行規則や内規において、事後的な値引き、減額が発生した場合の報告義務、償却資産申告書等を活用した所有確認の方法、提出を依頼する基準と運用ルールを明文化することが必要である。これにより、事務負担を過度に増やすことなく、助成対象資産の実在性の確認や不正防止・説明責任が担保されることが期待できる。	創業経営支援課	
27	56	意見 27	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	指定要件に係る変更	企業立地促進助成金において、指定申請時に企業が「新設」「移設」「増設」のいずれかに区分されているが、実際の運用では、増設を届け出ている企業が事業途中で別の場所に移設したケースが発生している。その際、当初の指定を取り消して再度指定を行うべきか、あるいは既存の指定を維持したまま変更を認めるべきかについて、明確な判断基準が設けられていない状況となっていた。 このような基準の不明確さは、担当者ごとに判断が分かれる要因となり、同様の事例に対して異なる取扱いがなされるなど、制度運用の一貫性や公平性を欠くおそれがある。また、指定を維持したまま移設を認めた場合、事業目的や内容が当初の指定内容と異なっても助成資格が継続し、政策目的との整合性が失われるリスクがある。一方で、再指定を義務づける場合には、企業にとって手続きや審査負担が大きくなり、立地計画の遅延や投資意欲の減退を招く懸念もある。 今後は変更と再指定の判断基準を明文化することが必要である。具体的には、立地場所の変更が同一区域内であり、事業目的（事業の拡大であること）や事業内容の継続性が維持されている場合には「指定変更」として取り扱い、事業目的や事業計画に重大な変更がある場合には「指定取消・再指定」とするなど、明確な線引きを規則等に定めることが望ましい。 なお、今回生じた事案は顧客の増加に伴い従前の事業所での事業継続が困難となったことに伴う事業拡大を目的とした移転として取り扱われ、移転後の事業については移転前からの事業の継続とみなし移設先の費用を助成対象とされており、重要な問題ではないものと判断している。	創業経営支援課	
28	57	意見 28	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	助成対象経費の範囲	大分市企業立地促進条例・大分市企業立地促進条例施行規則取扱規定において、助成金の対象経費として家賃（テナント賃料）とともに共益費が含まれるとされているが、その共益費の範囲が具体的に定められていなかった。支出の妥当性や助成対象経費の適正な区分に関して問題が生じるおそれがある。 共益費は一般的には共用部分の清掃、電気・水道・警備、設備維持管理費などが含まれるが、契約内容やビル管理の実態によっては、広告宣伝、廃棄物処理、駐車場利用など、必ずしも事業継続に直接必要とはいえない費用が含まれる場合もある。そのため、範囲が明確でないまま共益費全体を助成対象とすると、助成金の趣旨に沿わない経費まで支出される可能性がある。 今後は、規定において、共益費の助成対象範囲を明確に規定し、具体的に認められる経費（例：共用部分の電気・水道料、清掃・保守費等）と除外すべき経費（例：テナント固有設備の維持費、広告費、駐車場費用等）を区分することが必要である。また、共益費の内訳がわかる資料を提出させ、市がその妥当性を確認できる仕組みを設けることで、助成金の適正な執行と透明性の確保が図られるものと考えられる。	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
29	57	意見 29	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	被雇用者の属性	助成対象となる雇用について、被雇用者が代表社員や役員と血縁関係にある者を含めるか否かについての定めが取扱規定等に設けられておらず、制度運用上の透明性や公平性の観点から問題が生じている。実際に、代表者の配偶者が被雇用者として申請されている事例が見受けられたが、明確な基準がなく市としてその適否を判断する際の統一的な基準を欠いているのが現状といえる。 このような状況は、形式上は雇用契約が存在していても、実質的には事業主と経済的一体関係にある親族を助成対象に含めることになり、雇用創出の実効性が乏しいケースでも助成が行われるおそれがある。また、親族関係を利用した形式的な雇用契約による助成金の不正受給を防止しにくく、他の事業者との公平性を欠く結果となる。さらに、雇用実態の確認においても、出勤簿や給与支払記録の客観性を担保することが難しく、支出の妥当性が適切に判断できないリスクがある。 今後は、規定等において、少なくとも被雇用者が代表者と血縁・姻戚関係にある場合の取扱いを明確に定めることが必要である。原則として助成対象外とすることを基本とし、やむを得ず対象とする場合には、就労実態、給与支払記録などを客観的に確認できる書類を提出させるなど、例外的な認定条件を設定することが望ましい。これにより、助成金の趣旨に沿った公正で一貫性のある運用が確保されることが期待できる。	創業経営支援課	
30	58	意見 30	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	取引関係重複による助成の適正性	助成対象企業が顧客からコールセンター業務を受託する一方で、その顧客が所有する施設を賃借し、賃借料に対して助成金が支出されている事例が見られた（グループ会社を通じた再委託を含む）。この場合、業務委託元と賃貸人が同一であるという特異な関係が生じており、契約が形式上は独立していても、実質的には同一取引関係の中で賃料や契約条件が設定されている可能性がある。 このような構造では、助成金の支出が事業立地や雇用促進という本来の目的ではなく、顧客との取引関係の維持・強化に実質的に用いられているおそれがある。また、賃料水準が市場実勢を反映しているかどうかの検証が難しく、委託料と賃料が相互に影響し合うことで、助成金の一部が間接的に顧客側へ還流しているような形となるリスクもある。さらに、契約の独立性や賃料算定根拠が不透明なまま助成金が交付されると、公金支出の適正性や制度運用の公平性に疑義が生じる可能性がある。 このため、今後は、助成対象となる賃借契約が独立した第三者との取引であることを確認できる仕組みを設ける必要がある。具体的には、申請時に賃貸人及び業務委託元との関係（資本関係・取引関係）を明示させ、同一または関連企業である場合には助成対象外とする運用を明文化することが有効である。また、賃料水準の妥当性を確認するため、市場相場との比較資料や賃貸借契約書の提出を求め、助成金が実質的に特定取引先への利益供与とならないような審査体制を整備することが求められる。これにより、助成金の政策目的である（独立した）事業拠点の立地促進と地域経済の発展に沿った公正かつ透明な制度運用が確保される。 なお、担当課からは、合理性や適正性の確認に係る個別の検討資料はないが、契約内容自体は社会通念上妥当な範囲であると認識しているとの回答を受けた。	創業経営支援課	
31	59	意見 31	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	支払証憑（印紙）	複数の事業者において領収証に印紙が貼られていないものが見られた。印紙もれが見つかった場合は、原則として事業者には是正を求め、再提出を受けた後に交付決定・精算を行うよう対応することを検討されたい。	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
32	59	意見 32	企業立地推進事業（企業立地促進助成金）	撤退企業の分析と誘致業種の検討	担当課は、企業立地助成金の交付後、5年間にわたり従業員数などの事業継続状況を調査し、各企業の活動実態を一定程度把握しており、税部門からは対象企業の税合計（対象企業の個人市民税（特別徴収分）、法人市民税、固定資産税（償却資産を含む）、事業所税、都市計画税の税総額の金額）を入手し、助成金額と比較して事業評価を行っているところであるが、撤退企業に関する情報を体系的に整理・分析した資料は作成していなかった。また、結果的に立地に至らなかった企業についても、個別に企業側から他都市への立地決定の連絡を受けることはあるものの、ほとんどの場合は連絡がなく、市として誘致未達の要因を分析できていない状況にあった。 現状では、助成金による企業誘致がどのような成果を上げ、どのような課題を残しているのかを客観的に検証することが難しく、制度全体の効果検証や政策改善へのフィードバックが十分に行われていないという問題が生じている。特に、撤退した企業の経緯や要因を体系的に分析していないため、業種や企業規模、雇用形態、撤退時期、立地地域などに共通する傾向を把握できず、同様のリスクを防ぐ仕組みづくりにつながっていない。また、誘致に至らなかった企業についても、意思決定の過程や他都市との比較要因を分析できていないと、競合都市に対する立地条件・支援制度の優劣を的確に把握するのも容易ではないのではなかろうか。 今後は、個別の企業ごとに整理している撤退経緯を基礎資料として、撤退企業全体を対象とした要因分析を行い、統計的に傾向を把握する体制を整備することが必要である。例えば、撤退の主因を、委託業務の終了、本社戦略変更、人材確保難、コスト上昇などに分類し、業種別、規模別に整理することにより、再発防止策や持続的な立地誘致の条件を導き出すことができる可能性がある。また、誘致に至らなかった企業についても、ヒアリングやアンケート調査などを通じて、立地判断の背景や他都市選定の要因を把握し、今後の支援メニューや立地環境改善の方向性を定量的に検証できる仕組みを構築することが望ましい。 撤退企業及び未誘致企業の情報を体系的に整理・分析することにより、助成金制度の効果と課題を客観的に評価でき、政策の持続可能性と実効性を高めることができる。これにより、単発的な企業誘致ではなく、地域の雇用構造や産業特性に即した戦略的な立地支援へと政策を発展させることを期待したい。 また、現在の社会環境と助成対象業種等の助成メニューとの比較や検討も継続的に行っておくことが有用である。例えば、コールセンターの誘致は空き家、空き店舗の活用や雇用創出により短期的には地域経済の活性化が期待できる。特に人口減少地域では、遊休不動産の有効活用と失業率の改善に寄与する。一方、労働力不足地域では他産業からの人材流出を招き、生産性低下の懸念もある。さらに、委託契約の変更により撤退が容易で、助成金終了後の定着性にも課題を残す。地域の社会環境や雇用構造の変化に合わせ、産業誘致と持続的発展を見据えた支援策の工夫、見直しが求められる。	創業経営支援課	
33	62	意見 33	企業立地推進事業	訪問記録の整理と事業効果、見直しの検討	訪問日が記載された一覧表（企業訪問実績）は作成されていたものの、個別企業との協議内容は企業ごとのファイルに綴られているのみで、立地の意思決定に至る検討事項や、立地後に生じた課題、企業ごとのプロジェクト管理に係る情報は体系的に整理されていなかった。 企業立地に係る助成金の実効性を検証する上では、単に個別企業の進出状況や訪問実績を記録するだけでなく、法人規模や業種、補助対象メニューの違いにより雇用効果や地域経済への波及効果にどのような差異が生じているかを分析することが不可欠である。これらの要素間の因果関係や相関関係を把握することにより、制度全体の政策的効果を定量的に評価し、今後の助成制度設計や重点分野の選定に活かすことができる。 したがって、今後は、企業立地に関する案件ごとに、訪問日や協議内容、検討事項、決定経緯、立地後のフォローアップ状況などを一元的に記録・管理できる仕組みを整備した上で、各助成事業について法人規模（大企業・中小企業等）、業種区分（製造業、情報通信業、サービス業等）、助成金の算定に係る項目（設備投資額、新規雇用従業員の数等）の別に整理し、立地後の雇用者数の変化、税收への寄与などの指標と照合して、効果分析を行うことが有用である。特定の業種や事業規模に対してより効果的な支援の在り方を明らかにし、限られた財源の中で政策効果を最大化するよう努められたい。	創業経営支援課	
34	63	意見 34	企業立地推進事業	記念品代に係る物品購入伺	立地表明式に係る記念品代の物品購入伺について、渡す相手先の記載がないまま起案、決裁されていた。行政事務の透明性や支出の適正性の観点から問題がある。記念品は対外的な贈呈行為を伴うものであり、目的・数量・金額のみならず、対象者が明確でなければならない。渡す相手先が明示されていない状態では、記念品の購入目的が不明確となり、誰に、どのような理由で交付したのかを後日確認できず、恣意的な支出や不適切な贈答と疑われるおそれがある。 今後は、物品購入伺を起案する段階で、記念品の購入目的、贈呈対象者（個人名または団体名）などを具体的に記載し、決裁者が内容の妥当性を判断できるようにすることが必要である。また、実際に贈呈を行った際には、贈呈先と日付を記録に残して整理することで、事後的な検証が可能となるものと考えられる。 なお、担当課からは、令和7年度から物品購入伺において記念品の贈呈対象者として企業名を記載しているとの回答を受けた。	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
35	63	意見 35	企業立地推進事業	大分市企業立地促進助成金事業審査業務委託	事業審査業務を一般社団法人大分県中小企業診断士協会に委託しているが、実際の審査は協会の会員である個々の中小企業診断士が行っているという状況において、契約書に再委託に関する明記がなく、契約の履行管理や公正性の観点から複数の問題が生じている。 協会の会員は法人格を有する協会とは独立した事業主体（個人事業主）であり、協会とは別の第三者に該当するため、協会が会員に実際の審査業務を行わせる行為は、実質的に再委託に当たると考えられる。この場合、市が直接契約した相手方ではない第三者が審査を行うこととなり、市としては業務の実施内容を十分に監督できず、契約上の責任の所在が曖昧となる。再委託に関する条項が存在しないことで、業務品質や守秘義務、個人情報保護に関する市の関与が限定され、リスク管理が不十分となるおそれがある。 また、審査対象となる企業と診断士個人との間に利害関係が存在する可能性も否定できない。診断士は地域企業の経営支援や補助金申請支援に関与していることが多く、過去に指導・助言等の関係を有していた企業を審査対象とするケースが想定される。そのような場合、審査の公正性が損なわれるおそれがあり、結果として審査結果の信頼性を低下させるリスクがある。審査業務は行政の補助金交付の根拠となる重要なプロセスであるため、審査の中立性が確保されなければ、市全体の公正性に疑義を生じさせるおそれがある。 加えて、契約書上には、市が協会に対して貸与または提供する書類の取扱いに関する規定が設けられているものの、具体的にどの書類を貸与・提供するのかが明記されていない点も問題である。このような不明確な契約内容では、情報提供の範囲や責任の限界が曖昧となり、業務上知り得た企業情報や個人情報の管理・利用目的が不明確となる。特に、協会から会員に情報が再提供される場合、その情報がどの段階で誰の責任のもとに扱われているのかが不明となり、情報漏えいや不適切な利用のリスクが高まる。 さらに、対象企業の財務データなど機微な情報については、協会が包括的に保有・管理するよりも、実際に審査業務を行う再委託先の診断士のみに限定して提供することが適切である。審査に必要な範囲内でのみ当該診断士が情報を閲覧・利用し、協会自体は企業情報を保有・複製・再提供しない仕組みとすることで、情報漏えいの防止及び目的外利用の抑止につながる。協会は情報管理責任を負う立場として、会員に対し守秘義務及び情報の返却・廃棄手続を徹底し、審査終了後には市への返還確認を行う体制を整えることが望ましい。 今後は、契約書において再委託の可否及び条件を明確に規定し、協会が会員に業務を行わせる場合は市の事前承諾を義務付けることが必要である。あわせて、審査に従事する診断士の利害関係の有無を事前に確認・管理する仕組みを設けることが求められる。また、市が貸与、提供する書類の範囲や管理方法を契約書上で明示し、機密保持義務、再提供禁止を明確に定めることで情報管理の適正化を図ることが重要である。これらの措置により、契約内容の透明性を高め、業務品質と審査の公正性、さらには情報の安全な取扱いを確保することが可能となる。 なお、市は協会との委託契約書において秘密保持の定めを設け、別記様式の中で個人情報に関して目的外利用や提供、再委託の禁止を掲げていたことから、委託契約書本表に再委託の規定はなかったのは、市は協会と協会会員（診断士）を一体であるという理解に基づく処理であったと考えられる点は申し添える。	令和8年度からは中小企業診断士と案件毎に直接委託契約を締結することとした。	創業経営支援課	
36	64	意見 36	企業立地推進事業	審査の一貫性等	審査評価表には、項目や配点は示されているものの、様式等には具体的な評価基準や着眼点が明記されておらず、審査員によって判断の方向性が異なっていた。また、助成金の必要性や支援効果についても、市の施策上の効果を重視するのか、企業側の経営上の効果を重視するのが明確でなく評価の統一性が欠けていた。さらに、グループ会社の財務状況を定量的に記載していないにもかかわらず「経営能力に問題なし」とする記載や、金融機関の支援姿勢の確認根拠が不明確な事例も見られた。 このような状況は、審査の公平性や説明責任を損ない、評価結果の信頼性を低下させる要因となる。今後は、審査評価表に対応する具体的な評価基準や判断指針を明文化し、助成金の必要性、支援効果などの評価視点を市の政策目的に即して統一することが必要である。また、財務・資金面の確認手順を明確化し、グループ企業や金融機関支援の確認結果を定量的かつ根拠をもって記録する体制を整えることで、審査の一貫性と透明性を確保すべきである。	令和8年度から、審査評価表に対応する具体的な評価基準等の明文化や、財務・資金面の確認手順の明確化を行い、審査を行う中小企業診断士によって判断の方向性が異なることのないようにした。	創業経営支援課	
37	68	意見 37	販路拡大支援事業(販路拡大チャレンジ補助金)	補助金の交付要綱の明瞭性について	補助金交付要綱の記載内容が曖昧なものは、明確化する必要がある。 ・相談支援機関 相談支援機関の定義について定められていなかった。 なお、担当課によると、令和7年度においては相談支援機関について、実施要領の中に規定しているとのことである。 ・事業計画書の様式 交付申請時の事業計画書の様式が要綱・要領に定められていなかった。手続の明確性や透明性、公平性を確保するために、要綱・要領において様式の整備が必要である。 なお、担当課によると、令和7年度においては事業計画書への記載事項について、実施要領を策定し運用しているとのことである。 ・実績報告書の添付資料 添付資料には「収支を証明する書類」と記載されているが、収入を証明する書類が不明であり、支出についても領収書の写しや通帳の写し（入出金記録）と受け取られる可能性がある。取引の事実そのものを裏付ける証憑（請求書・契約書・納品書など）の提出も求めることが望ましく、当該証憑を添付資料として要綱に明記しておくことが望ましい。	実績報告書の添付資料について、令和8年度の大分市販路拡大チャレンジ補助金交付要綱改正により、「収支を証明する書類」から「補助対象経費の支払が確認できる書類」とした。 なお、支出に係る取引の事実そのものを裏付ける証憑の提出については、令和7年度に大分市販路拡大チャレンジ補助金実施要領を策定し、支払の証拠書類（振込明細書、領収書等）に加え、請求書の写しも添付することとしている。	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	意見				措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目		内容			
38	69	意見 38	販路拡大支援事業(販路拡大チャレンジ補助金)	補助金選考委員会の在り方の検討について	本補助金は、市が定めた相談支援機関による事業計画書の作成支援を受けることが補助対象者の要件とされており、担当課が申請を受理し、審査を行っている。要綱に定めている補助金選考委員会の開催実績はなく、今後開催されるケースが想定しづらいのであれば当該委員会の在り方を検討することが望ましい。	大分市販路拡大チャレンジ補助金選考委員会のあり方を検討した結果、審査において疑義が生じた際に当該委員会に、大分市販路拡大チャレンジ補助金の交付の決定に関し意見を聴くことにより、交付決定の妥当性を担保する必要があるため、今後も存続させることとした。	創業経営支援課	
39	70	意見 39	販路拡大支援事業(販路拡大チャレンジ補助金)	補助事業の効果の検証について	売上高の事後フォロー（比較数値の検討）について具体的な取組が行われていなかった。中小企業者の販路拡大及び自立的発展に向けた挑戦を支援することにより、企業のさらなる成長を後押しするためという補助事業の目的を踏まえれば、売上高の事後フォローは必須項目であると考えられる。 なお、令和7年度から、補助事業者に対し、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から3年間、成果状況報告書を提出することを定めている。報告様式欄を見ると、補助対象事業の成果及び状況は、自由回答欄の形式となっていた。比較可能性の観点から、例えば売上高など定量的な情報を入手するよう努められたい。	令和8年度中に成果状況報告書の様式を改正し、「売上高」の項目を設け、定量的な情報を入手することとした。	創業経営支援課	
40	70	意見 40	販路拡大支援事業(販路拡大チャレンジ補助金)	支払証拠書類の完備	補助対象者から入手した支払証拠書類（振込受付書の写し）を関係簿冊の中に綴じこんでおらず、パソコンにデータを保管していた。書類の完備が必要である。	令和8年度から、関係簿冊へ支払証拠書類の綴じこみを徹底することとした。	創業経営支援課	
41	70	意見 41	販路拡大支援事業(販路拡大チャレンジ補助金)	確定申告書の真正性に対する確認	補助金の交付申請時に確定申告書の写しが提出されていることとされているが、当該申告書について、受信通知（電子申告等データの受信結果）や收受日付印（紙提出）のない資料が提出され、そのまま受理されているケースがあった。提出済みかの確認を行う必要があった。	令和8年度から、書類提出時のチェックを徹底することとした。	創業経営支援課	
42	73	意見 42	大分市創業者応援事業補助金	不正リスクに対応する手続	補助事業により取得した資産の確認について、償却資産申告書や確定申告書を利用していない。補助金で整備した資産の規模を水増しされるリスクや、補助金で取得した資産が償却資産申告で漏れているリスクが存在している状況となっている。 本人に償却資産申告書控の提出を求める、あるいは庁内照会による突合を実施する、最低でも例えば、印紙が貼られていないものや契約書の記載内容に疑念のあるもの、市販の領収証を利用している取引などについては不正リスクが比較的高い可能性があると判断して詳細に調査を行うといったことを検討する必要がある。	不正リスク排除のため、令和8年度より大分市創業者応援事業補助金事務処理規程を改正し、銀行振込や口座引落とし等、第三者を介した支払のみを補助の対象とすることとした。 併せて、支払証憑については、現金払いによる領収証を不可とし、通帳の写しや払込票等を提出させることとした。	創業経営支援課	
43	74	意見 43	大分市創業者応援事業補助金	売上高のフォロー（事業効果の検証）	本市の産業振興及び経済の活性化並びに雇用の創出を図るため、本市における創業と創業後の成長を促進するといった趣旨で実施されている事業であることから、売上高のフォローも行っていくことが望ましい。 なお、令和7年度においては、過去3年間の補助完了者に対するフォローアップ調査において、売上高の聞き取りを実施しているとのことである。	補助完了者に対しては、向こう3年間のフォローアップ調査を実施しているが、令和7年度の調査より売上高に関する項目を新たに設けており、申請後最初の決算時と直近の決算時における売上高を回答することで業績を反映できる調査とした。	創業経営支援課	
44	74	意見 44	大分市創業者応援事業補助金	支払証憑について	複数の事業者において領収証に印紙が貼られていないものが見られた。印紙もれが見つかった場合は、原則として事業者には是正を求め、再提出を受けた後に交付決定・精算を行うよう対応することを検討されたい。また、家賃の支払証憑として、市販の領収書様式での手書き控えを提出しているケースが散見されたが、市販の領収書様式での手書き控えは改ざんが容易であることから、可能な限り振込や引落の通帳コピーや入出金明細の方を入手する方が望ましいのではないかと考える。	不正リスク排除のため、令和8年度より大分市創業者応援事業補助金事務処理規程を改正し、銀行振込や口座引落とし等、第三者を介した支払のみを補助の対象とすることとした。 併せて、支払証憑については、現金払による領収証を不可とし、通帳の写しや払込票等を提出させることとした。規程の改正により、原則として収入印紙が貼られた支払証憑は提出されなくなるが、実務上、疑義が生じる場合は別途、追加で領収書やクレジットカードの取引明細等の提出を求める。	創業経営支援課	
45	74	意見 45	大分市創業者応援事業補助金	交付0円とする変更申請	補助金交付額0円の変更申請の決定が行われていた。市によると、物件契約予定日前に採択し、現地確認実施前に一旦交付決定を行った。その後、物件契約後に現地確認を行う予定であったが、物件契約および開業を取りやめることを理由から交付額を0円とする変更申請を受理したという回答を受けた。 市は、事業者自ら開業を取りやめることを通知してきたことを踏まえ、補助金交付要綱第11条の各規定には該当しないという判断をしたようである。 ただ、事業自体が行われていないことから本来は、事業の取りやめを申請させる必要があるのではないかと考えられる。変更申請0円の取扱いについて要綱では規定されていない。このような事案は今後も発生が予測されることから当該取扱いについて要綱の見直しを検討する余地がある。	令和8年度より大分市創業者応援事業補助金交付要綱を改正し、事業者側の都合により大分市創業者応援事業補助金の交付要件に該当しない場合や事業を取りやめる場合は、大分市創業者応援事業補助金事業取りやめ届出書を提出させることとした。	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
46	75	意見 46	大分市創業者応援事業補助金	審査への反映	補助金審査会の運営は産業活性化プラザ指定管理者に委託しており、審査項目の内容や配点は委託先及び委託先が審査員として選定した有識者により設定されているようである。記録のあるコメントの意見は、審査項目に沿って審査員が審査会内で提案したものとなっている。 今後フォローアップを行い、例えば成長した事業者について、当時の審査結果と相関関係のある項目を分析し、審査における項目を再検討する、審査において特に注視する項目を明らかにすることなど工夫する余地がある。最少の経費で最大の効果を挙げるよう努められたい。	令和7年度のフォローアップ調査では回答項目の見直しを実施し、事業者の成長という観点から業況の拡大や雇用、事業拡大などの回答項目をブラッシュアップした。 今後、フォローアップ調査結果等を踏まえ、必要に応じて適宜審査項目の見直しに努める。	創業経営支援課
47	78	意見 47	若手起業家育成事業	ウェブ閲覧数の集計	セミナーレポートのInstagramやFacebookのシェアの反響、アクセス数など定量的に集計、評価されていなかった。定性的な説明に加えて事業の効果や成果を客観的に測定しやすいよう、定量的な集計、評価も行っていくよう対応が望まれる。	令和8年度より、SNSに関する定量的な集計・評価を実施することとした。	創業経営支援課
48	78	意見 48	若手起業家育成事業	提案書や仕様書と報告書との比較、検討	公募型プロポーザルの企画提案書や仕様書と、業務委託報告書（実績）との比較が行われていなかった。 提案内容と実際の履行内容との乖離を検証しないと契約の履行状況や成果の適否を客観的に確認できない。これにより、委託料が提案に見合う成果を伴っているかの判断が困難となり、公金支出の適切性が十分に評価できない。 企画提案書は事業者選定の根拠資料であり、仕様書は契約上の履行内容を定めるものである。そのため、提案書の内容を踏まえて報告書を作成することを仕様書に明記し、契約条項の履行確認を報告書で行いやすくする工夫などが求められる。これにより、事業成果の適切な評価や次年度以降の改善点の抽出が可能となり、行政のPDCAサイクルがより効果的に機能するよう改善を図ることが期待される。	令和7年度より、企画提案書の内容を踏まえて決定した契約上の履行内容（仕様書）に基づき、受託者に報告書を作成させることとした。	創業経営支援課
49	79	意見 49	若手起業家育成事業	採点表の記載（企画・運営業務受託業者選定委員会）	採点表が鉛筆書きになっており、日付も記載されていないものが見受けられ、当該採点表について、採点者本人が自分の合計点を確認したような証跡が確認できなかった。鉛筆は消去・書き換えが可能であり、後日内容の修正や改ざんがあっても痕跡が残らず、採点結果の客観性・真正性に疑念を生じることになる。ボールペン等による恒久的な記録、日付記録を徹底する必要がある。	令和8年度から、採点表への記録はボールペン等によることを徹底させることとした。	創業経営支援課
50	79	意見 50	若手起業家育成事業	審査の取扱い（おおいた学生ビジネスプランコンテスト）	コンテストの審査において、複数の申請者が同点となった場合の取扱い（順位付けの方法、追加審査の実施、選定枠の調整等）が実施要領または審査評価表に明記されていない。当該取扱いを明確にし、審査の公平性や透明性が担保されるよう改善を図られたい。	実施要領では、一次審査を「おおいた学生ビジネスプランコンテスト一次審査評価表」による書面審査、二次審査を「おおいた学生ビジネスプランコンテスト二次審査評価表」による採点ならびに、審査員の審査・協議で決定するものとし、審査の公平性等に配慮している。 なお、令和8年度より、一次審査における複数の応募者が同点となった場合の取扱いについて協議を開始した。	創業経営支援課
51	79	意見 51	若手起業家育成事業	おおいた学生ビジネスプランコンテストの活用	着想は優れているが、実現性・収益性の点で評価が届かなかった場合、特定の年度に評価の高いアイデアが多かった場合、プレゼンや資料構成に課題があった場合など、一次審査で通過しなかった者等について、発想自体は魅力的というケースが想定される。 例えば、市内の企業側にそうしたアイデアを知る機会を設けることで、新規事業の種の発掘、技術・製品開発へのヒント、異分野連携の創出などにつながり、地域全体のイノベーションの裾野が広がる可能性が期待できることから、企業と発案者との交流を促進することが望まれる。	令和8年度より、一次審査で通過しなかった者についても、本人への確認を行ったうえで、大分市ホームページ等で公表することとした。 また、令和8年度から希望する落選者等を対象とした、地元の先輩起業家や企業等をアドバイザーに迎えたフォローアップイベントを開催し、企業と発案者の交流等を促進することとした。	創業経営支援課
52	82	意見 52	金融対策事業	補給対象の確認	信用保証協会の保証日が令和5年4月以降となっているものが散見されているが、他の保管資料では融資の申込み時期が明らかになっておらず、補給対象かどうか把握できない状況にあった。保証日が対象期間を経過している取引については申込日の確認を行う必要がある。 なお、後日、担当課が金融機関より上記に該当する11件分の信用保証委託申込書を徴求し、令和5年3月31日以前に申し込まれた融資であることを確認した旨を申し添える。 今後、保証日が補給対象外の期間となっている取引については、申込日がわかる資料を別途入手するなどして、確認する対応が必要である。	今後、大分市経営安定化資金緊急支援融資を発動し利子補給金事業を行う場合や類似の利子補給事業を実施する場合、融資の申請日が確認できる書類を徴求する文言を要綱に明記する。	創業経営支援課

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
53	82	意見 53	金融対策事業	利用状況の詳細な把握と見直し	令和8年度に、行政コストや手続コスト、政策効果の分析並びに、中核市照会や県内他市町村への照会を行い、本市の制度融資の運用の見直しについて検討することとした。	創業経営支援課	
54	83	意見 54	金融対策事業	事業計画書に対するけん制について	令和8年度から、認定経営革新等支援機関が確認済の資料について、本市でも細かく確認するよう徹底する。 また、令和8年4月1日に事業計画書内の売上高等を記載する箇所にあらかじめ単位（千円）を印字する様式変更を行った。	創業経営支援課	
55	83	意見 55	金融対策事業	補給金額確定通知書の発行管理	今後、同様の事業を行う場合、異例の事態が生じた際は、原因や行った対応について記録を残すことを徹底する。	創業経営支援課	
56	84	意見 56	金融対策事業	信用保証料の算定の正確性チェック	令和8年度から、サンプルテストとして、月に1回・1件、交付対象の信用保証料請求金額と本市にて算出した保証料計算書を照合することとした。	創業経営支援課	
57	84	意見 57	金融対策事業	融資システムからの網羅的な検討について	令和8年度から、月に1回、融資システムのデータベースの検索機能等を活用し、融資保証外の対象となる利用者等がないか確認することとした。	創業経営支援課	
58	87	意見 58	新型コロナウイルス感染症対策 中小企業等利子補給事業	申請書類に対する適切なチェックの必要性	今後、同様の事業を行う場合、申請書を受理する際や交付決定を行う際は、申請内容を複数人で確認を行い、本市のチェック漏れがないよう徹底する。	創業経営支援課	

番号	報告書 ページ	意見				措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
59	87	意見 59	新型コロナウイルス感染症対策 中小企業等利子補給事業	変更承認申請書の提出要 否の検討	補給事業者の法人所在地が変更されているにもかかわらず、変更承認申請書が提出されていることが確認できないケースがあった。提出された資料間で不整合な点については法人に聞き取りを行うなどして、必要に応じて変更承認申請を行うよう指導することが望ましい。	今後、同様の事業を行う場合、不整合な点を確認した際は、補給事業者である中小企業者や代理人である金融機関に対し聞き取りを行い、変更承認申請書の提出を行うよう指導する。	創業経営支援課	
60	87	意見 60	新型コロナウイルス感染症対策 中小企業等利子補給事業	交付申請書への記載漏れ	交付申請書の様式例において、事業所所在地が住所と同じ場合も必ず記入することとされていたが、空欄となっているものが見られた。 申請者に対して不公平な取扱いがなされることのないよう、記載内容に不備があるものについては保留、再提出を促すといった対応をすることが望ましい。	今後、同様の事業を行う場合、交付申請書を受付する際は、複数人でチェックを行い、記載内容に不備があるものは速やかに申請者に修正等を求めるよう徹底する。	創業経営支援課	
61	88	意見 61	新型コロナウイルス感染症対策 中小企業等利子補給事業	利子補給金変更承認通知 書の発行日	利子補給金変更承認通知書の発行日を誤って発行しているものが見られた。書類の発行について、慎重に対応されたい。	今後、同様の事業を行う場合、通知書を発行する際は、複数人でチェックするよう徹底する。	創業経営支援課	
62	88	意見 62	新型コロナウイルス感染症対策 中小企業等利子補給事業	誓約書に記載する者	補助金交付申請時に添付される誓約書について、申請者以外の者が複数の誓約書に住所を記載しているように見て取れるケースがあった。 誓約書は、申請者が要件や市の照会などに自ら同意・責任を負う意思表示を文書化したものであり、本人以外が記載・署名する場合には、本人の意思に基づかない誓約となりかねない。誓約書の証拠力、真正性が確保できないおそれがある。 申請者以外の者が記載されたと疑われる誓約書が提出された場合には、基本的に受け入れない、少なくとも申請者本人の意思に沿っているかを申請者に確認するといった対応が必要であると考えられる。	今後、同様の事業を行う場合、書類の提出を受けた際は、内容を細かく確認する。補給対象者以外の者が記載したと疑われる誓約書が金融機関に提出された際は、補給対象者に意思確認する。	創業経営支援課	
63	88	意見 63	新型コロナウイルス感染症対策 中小企業等利子補給事業	金融機関からの報告の網 羅性に対する対応	市は、変更事由の例示や変更承認申請書の提出を促す案内メールを金融機関担当者に送付するなど、予防的な統制活動を実施している。一方で、金融機関が利子補給の対象外となったにもかかわらず、変更申請（例えば代位弁済、破綻、遅延利息など）を行っていない場合について、十分な確認が行われておらず、発見的統制の面では課題がみられる。 金融機関（補給事業者代理人）が速やかに報告を行っていないケースや、誤った申請書を提出している中、例えば、保証協会の代位弁済（請求）リストを市の担当課が入手して照合する、あるいは官報などでの破産手続などの情報収集を行い照合するといった、金融機関から提示されていない資料との照合を、少なくともサンプルチェックで行えないか検討する余地はある。	今後、同様の事業を行う場合、保証協会の代位弁済（請求）リストを入手した際は、市の保有するデータと照合し、リスクの発見に努める。	創業経営支援課	
64	91	意見 64	九六位山キャン プ場・高島運営 事業	利用者数の伸び悩み	コロナ禍より、利用者数は一定程度回復しているものの、現状の管理運営では、利用者数の大幅な伸びは期待できない。 市のホームページにおいては、写真が2枚しかアップされておらず、利用者からはキャンプ場の雰囲気を想像しにくい状況である。また、アクセスについても、バス停から徒歩4km（約1時間30分）など、利用者にとって有用性が低い記載となっている（現実的に徒歩で来る利用者は少数であると推察する）。 利用者数を増加させるためには、潜在的な利用者に魅力を訴求できるような情報を充実させることが望ましい。	九六位山キャンプ場のホームページの閲覧者が、施設の雰囲気を想像しやすくなるよう、各設備や場内の写真を増やすとともに、場内マップのイラストを新たに追加し、掲載情報を充実させた。 また、アクセス情報についても、車でキャンプ場まで行く際の経路を、写真を多用し詳細に記載するなど、利用者にとって実用性のある内容に更新した。	観光課	
65	93	意見 65	九六位山キャン プ場・高島運営 事業	施設管理運営費	たとえば、九六位山キャンプ場給水施設管理業務において、毎月定期点検を委託しており、通報装置の不良が平成29年9月から報告されている。 通報装置は、何らかの影響で水の供給が止まった際に警報が作動するもので、降雨がない時期は度々断水が発生しており、供給が不可能となることから、警報があった際に現地に行っても、対応ができない状況である。 このような状況を踏まえると、定期点検の意義は乏しく、少なくともキャンプ場開放の月以外については、点検の縮小の余地がある。	令和8年度の契約より給水施設の点検回数の見直しを行い、これまでの年間12回から6回に縮小した。	観光課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
66	93	意見 66	九六位山キャンプ場・高島運営事業	利用料の徴収について	全体的に施設の老朽化が進行しており、設備も十分に整っていない現状では、利用料を徴収することは厳しいと考えられる。 しかしながら、キャンプ場の整備要望も出ており、仮に、利用者ニーズの高いオートキャンプサイトやシャワー設備の整備が実現した場合には、受益者負担の原則からもキャンプ場の利用者について利用料の徴収を検討することが望ましい。 自主財源の確保とともに、利用者数の適切な把握による施設改善の一助になると考えられる。 なお、施設有料化に伴う利用者数の減少が予想されるため、段階的な導入など検討が必要である。 市としては、上記の問題意識をもって３Ｅ（経済性、効率性、有効性）の観点から当該キャンプ場の管理運営を検討していく必要がある。 もっとも、九六位山キャンプ場については、水源の確保やランニングコストの高止まりなど課題も多いため、費用対効果を勘案して、改善が困難である場合には、令和７年度に管理棟の改修を行うものの、将来的には高島キャンプ場のように縮小を検討する余地がある。	３Ｅの観点を持って管理運営を行いつつ、将来的なキャンプ場のあり方について検討していくこととした。 また、施設が老朽化し、設備も十分に整っていない現状では、利用料を徴収することは困難であるものの、今後、オートキャンプサイトやシャワー設備の設置など、キャンプ場の整備が実現した場合には、有料化についても合わせて検討することとした。	観光課	
67	95	意見 67	高島リニューアル事業	利用期間の延長について	高島キャンプ場については、夏休み期間であり、キャンプ場の利用者が多くなる７月及び８月を利用可能期間としている。 ここで、当整備事業については、老朽化した既存の施設を解体・撤去するものであり、整備後は施設維持管理費用が大幅に低減される。 このような状況下で利用可能期間を制限する積極的な理由はないと考えられることから、利用可能期間の延長を検討することが望ましい。 なお、利用可能期間を延長することにより、たとえば、次のようなメリットが考えられる。 ①一人当たりランニングコストの改善 利用者数が増えることから一人当たりのランニングコストが改善し、施設投資の活用効率が明確に上がると考えられる。 ②春～秋の利用者を取り込める これまで利用可能期間を７月～８月に限定していたが、夏以外の自然を体験したい潜在的な利用者の需要を取り込むことができると考えられる。当該キャンプ場については、自然志向のベテランキャンパーやソロキャンパーが多いと推察されることから、夏以外のより過酷な環境下でのキャンプを望む利用者も少なからず存在すると考えられる。	令和７年度で高島キャンプ場の老朽化した既存施設の解体・撤去を完了しており、令和８年度からの利用再開にあたっては、利用可能期間の制限を設けずに、通年で利用できることとした。	観光課	
68	96	意見 68	高島リニューアル事業	現地確認同行業者の落札について	市は、高島キャンプ場整備工事に伴う深浅測量業務にあたって、設計金額積算のため、ラジコンボートを使用したICT測量を得意とするＡ業者に参考に見積を依頼している。 また、海での測量は波の影響もあり、水上ボートの転覆や正確な測量が困難といった懸念もあったことから、作業の可否判断をするため、Ａ業者が同行のうえ、事前に現地確認を行っている。 その後、当該測量業務について、指名競争入札が行われた結果、Ａ業者が落札者となっている。 設計金額積算のために専門業者に見積もりを依頼すること自体は必要であると考えられるものの、現地確認に同行した業者が結果的に落札者となっている状況は、外観的に疑念を招くおそれがあると受け取られる可能性がある。 市のルール上、参考見積を依頼した業者が指名競争の参加者となること自体に問題はない。 しかしながら、外観的に誤解を招く可能性があることを踏まえると、今後同様の事案が生じた場合には、経緯を文書で整理・保存するなど、より一層の配慮を行うことを検討する余地がある。 結果として、Ａ業者が１，１５０，０００円（税抜き）で落札している。	今後、参考見積の徴取などの目的で、現地に事業者と同行する場合においては、対外的に疑念を持たれることの無いよう、事業者選定や依頼した理由などを明確にするとともに、文書で経緯を記録することとした。	観光課	
69	98	意見 69	食観光推進事業（豊の都市おおい情報発信事業）	評価指標の設定について	第２次大分市観光戦略プランにおいて、４つの重点テーマの一つに「食」を設定しており、「食の観光コンテンツ」１０以上実施を目標として掲げている。これを受け、食観光を推進する本事業においても、評価指標として「食の観光コンテンツ」が設定されている。 ここで、評価指標については、本来該当年度ごとに評価されるべきものである。しかしながら、当該指標は累積値により評価が行われており、該当年度におけるパフォーマンスを純粹に評価することが困難となっている。 また、事業の評価指標として、食の観光コンテンツの「数」が設定されていることにより、結果としてコンテンツを作成すること自体が目的化し、質や効果を測定できず、本来の事業目的を見失うおそれがある。 食の観光コンテンツ数は、あくまで作業量を示す指標であり、成果を示すものではないことから、評価指標として必ずしも適切とはいえない。例えば、コンテンツの利用者数や利用者満足度など、成果指標（アウトカム指標）の設定について検討する余地がある。	本市では食による誘客を図るため、SNS等を活用した情報発信や、パンフレットの作成を行っている。これらの取組による効果を測定するため、旅行者アンケートにより年度ごとの数値の把握が可能である、「食を目的に本市に訪した旅行者の割合」を事業の成果指標として令和８年度から設定することとした。	観光課	

番号	報告書 ページ	意見				措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
70	99	意見 70	食観光推進事業 （豊の都市お いた情報発信事 業）	覆面調査の採点項目につ いて	令和6年度においては、一人でも楽しめる「夜の食」に特化したパンフレットを15,000部作成している。 当該パンフレットの作成にあたっては、SNSを通じて大分市民から旅行者におすすめの飲食店を募集し、得票数の多かった飲食店に対して覆面調査を実施したうえで、採点結果の高かった店舗を中心に掲載店舗を決定している。 覆面調査における採点項目は以下のとおりである。 ① 一人客を歓迎してくれる ② チェーン店ではなく、店主の顔が見える ③ 単品中心のメニューで好きな料理を注文できる ④ 清潔感を感じられる ⑤ 精算時に満足感があるか（料理の品質等） ⑥ カップル・家族のお客様で大半を占める（マイナス評価） これらの採点項目は、一人で利用しやすい店舗かどうかの評価が中心となっている。しかしながら、事業目的を勘案すると、大分市ならではの食を体験してもらう観点から、「大分市の食の魅力を訴求できる」などの項目も設定する必要があると考えられる。 今後、同様の調査を実施する際には、採点項目の追加について検討されたい。	今後、新たな食のパンフレットを作成する際には、掲載店舗の選定にあたり、「大分市の食の魅力が訴求できる」などの視点を、採点項目に加えることを検討する。	観光課	
71	99	意見 71	食観光推進事業 （豊の都市お いた情報発信事 業）	大分ふぐフェスタの利用 者について	市は、大分市の豊富な食材について、本場の食、本物の美味しさを体験してもらいリピーターの獲得を図ること及び大分ふぐを気軽に堪能してもらう機会を図り、大分ふぐの知名度や魅力を全国的に高めることを目的として、大分ふぐフェスタを実施している。 令和6年度の利用者アンケート結果によると、利用者の31%が70代以上、26%が60代以上と、60代以上が過半数を占めている（令和5年度も同様の傾向）。 また、利用者の所在地についても、大分市内が84%、大分市外が12%、県外が4%となっており、令和5年度と同様に約8割が市内の利用者となっている。 満足度については、9割以上の利用者が肯定的な回答をしており、イベント自体の成果は一定程度認められる。しかしながら、大分ふぐの知名度や魅力を全国的に高め、市外・県外からの誘客につなげるという本来の目的を達成しているかについては、疑問が残る。加えて、若年層への訴求力が弱く、将来的な需要創出につながらない可能性も高い。 参加店舗数も減少傾向にあることから、ふぐ事業については、これまでの成果を振り返るとともに、廃止も含めた事業の見直しを検討する必要があると考えられる。	大分ふぐフェスタについては、別大マラソンの開催に合わせ大分ふぐを全国に発信するために開始したものの、令和6年度の利用者アンケート結果では、ふぐランチの利用者の8割が大分市民であり、6割がリピーターとなっている状況を踏まえ、令和7年度で終了した。	観光課	
72	101	意見 72	パンフレット、ノベルティ、名刺、国内プロモ （豊の都市お いた情報発信事 業）	著作権等の保有を理由と した随意契約の締結につ いて	大分湯めぐりガイドマップ（日本語版）修正等業務委託について、下記の理由により随意契約としている。 大分市観光パンフレット「大分の湯めぐりガイドマップ」は、誘客・着地型観光の両面で多くの人に利用されている。 本業務は、大分市観光パンフレット「大分の湯めぐりガイドマップ」の修正等を行うものであるが、著作権と版下データについては、制作をしたA社が有していることから、A社と地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約としたい。 ここで、著作権及び版下データを所有することのみを理由として随意契約を行うことについては、競争性確保の観点から、必ずしも十分とは言い難い側面がある。 原版を特定の事業者が保有し続けることにより、当該パンフレットの印刷・更新・修正等を長期にわたり同一事業者が受注する構造が生じやすい。 こうした課題を踏まえると、例えば、著作権の帰属を変更するのではなく、市が必要とする範囲に限定した利用許諾（包括的利用許諾を含む）を得ることにより、事業者の権利を尊重しつつ、入札による価格競争を確保する方法も考えられる。 また、将来的な改訂・修正業務において競争性を確保する観点から、原版データについて、市が必要な範囲で利用できる条件を仕様書等に明記することも一案である。 さらに、長期的には、他部署においても適切な範囲で二次利用が可能となるなど、全庁的なメリットがもたらされる可能性があることから、併せて検討の余地がある。 これらの検討にあたっては、事業者の知的財産権を適切に保護するという観点と、随意契約が固定化することによる競争性低下を回避するという観点の双方を踏まえ、契約方法や仕様の在り方について整理していくことが望ましい。 なお、当該随意契約の理由については、当事業の「大分市観光ガイドマップ」の修正・追加業務についても同様である。	著作権は、原則として受託者側に帰属するものであり、中間生成物も同様と認識している。 したがって、発注者に著作権を帰属させる場合は、仕様書等の書面にその旨を明記し、その知的財産価値を算定する必要がある。また、著作物の利用許諾を得る場合は、「その著作権を今後どのように扱うか」、「用途、数量、期間、二次使用の有無」などを明確にしなければならない。 本パンフレットにおいては、定期的にデザインを刷新しており、事業内容にも左右されるため、数量や期間の見通しを立てることが困難である。現在の在庫状況に鑑みると、新デザインで一から作成するよりも、原版データを一部修正して作成する方が経済的であるため、原版を保有していることを理由に随意契約を締結した。 また、大分市観光ガイドマップについても同様である。 今後は、著作権等の知的財産権を含む印刷物等を発注するに当たり、発注内容と知的財産権の取扱いを事前に検討することとした。	観光課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容			
73	104	意見 73	産業観光（豊の都市おおいた情報発信事業）	大分市工場夜景クルーズ実証事業の入札結果について	入札の結果、C社が落札者となっているが、予定価格や他の入札参加者と比較して、C社は著しく低い価格で入札を行っている状況にある。市としては、品質が担保されたと仮定するならば、結果的により安価な価格で委託事業を行うことができ、財政的なメリットを享受することができたといえる。 しかしながら、このような場合にはいかのような問題点が考えられる。 ① 履行品質の低下リスク 極端に安い価格では必要な人件費、接客対応などが十分に確保できない恐れがある。工場夜景クルーズという「観光体験」において、サービス品質は重要であり、低価格すぎるとトラブル・クレーム発生のリスクが高まると考えられる。 ここで、たとえば、価格しか評価しない指名競争や一般競争では低価格が優位になりすぎるため、アンケート結果に基づく分析及び実績等を点数化する方式に変更することが考えられる。実証事業としては、価格面だけでなく、観光面・サービス品質等の多角的な視点から業者を選定する方法も考えられる。 さらに、市では、業務委託における最低制限価格制度は導入していないものの、サービスの品質を担保する観点からは、導入を検討する余地がある。 ② 予定価格の妥当性が疑われる このように予定価格から極端に乖離した場合には、市の予定価格が高すぎるのか、落札者の見積りが合理的でないのか分からなくなり、予定価格の作成過程の信頼性が低下するおそれがある。 なお、予定価格の作成にあたっては、競争入札参加資格を有している大手旅行会社全6社へ船舶誘致の可能性等の事前ヒアリングを行った際、受付業務のシステム費用や、人員不足から他支店の応援が必要とのことであったため、それらを加味し設計金額を設定していた。	観光課	
74	105	意見 74	産業観光（豊の都市おおいた情報発信事業）	産業観光受入先の情報の更新について	当事業においては、産業観光の受入現状調査として、対象先にメールまたは郵送にて調査を実施し、当年度の受入実績及び次年度の受入意向について調査・集計を行っている。調査先について、産業観光ガイドブックを作成しており、対象先の写真や説明を適宜載せている。 ここで、当該ガイドブックに関して令和4年3月より改訂が行われておらず、受入実態調査の結果を見る限り、実態は受入先として機能していないように見受けられる施設がある。また、市のホームページにおいて、見学・体験施設の受入状況が確認できるものの、令和3年12月21日現在となっており、最新の情報が入手できない状況である。 利用者目線に立てば、市が出している情報への信頼が損なわれるおそれがあるとともに、受入状況が曖昧な情報を掲載すると観光客や旅行会社のプラン形成に悪影響を与えかねない。 今後、教育旅行の誘致等を検討するにあたっては、費用対効果を勘案する必要はあるものの、毎年度実施している受入実績調査に基づき、掲載されている情報は適宜アップデートする必要がある。	観光課	
75	109	意見 75	動物園管理事業	高崎山自然動物園の収支管理と入園料について	高崎山自然動物園について、担当課において、収支を一元的に把握・管理するための資料は作成されていなかった。 当該事業については、行政サービスとしての側面もあり、市民サービス・教育・環境啓発の一環として、事業単位での損益管理が一義的な目的ではない。 しかしながら、入園料や駐車場使用料を徴収する施設を管理運営していく以上、収益性の把握は必要であると考えられる。収支管理により、説明責任（どれだけの公費で、どのようなサービスを提供しているか）の向上に寄与するとともに、効率性・有効性の検証が可能になると考えられる。 令和7年10月には、管理運営経費や利用実態などを踏まえ、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、施設分類ごとの受益者負担割合や統一的な基準に基づいた算定根拠、定期的な見直しに関する考え方を整理した基準に沿って、入園料の改定を行っている。 上記基準によれば、使用料を算定する基礎となる原価には、人件費及び物件費が含まれるとされている。高崎山自然動物園においては、動物園（入園料）のほか、おさる館（研修室）、さるっこレール、駐車場といった施設の使用料算定のための原価を算出しており、当該算定根拠資料等を閲覧した。 物件費については、総事業費を施設ごとに振り分ける方法により算出していた。 一方、人件費については、人件費総額を各施設に振り分ける方法ではなく、高崎山管理センター全職員のうち、施設の維持管理に直接従事する職員数に1人当たりの人件費（正規職員7,200千円等）を乗じて積算する方法により算出していた。このため、維持管理に直接従事しない職員等の人件費については、当該算定上、原価に含まれていない整理となっている。 以上により、入園料算定の基礎となる原価は140,684,077円となっていた（大分市の直営となって以降の令和4年度及び5年度の各年度原価の平均値）。 当該基準により算定された結果として、令和7年10月の改定においては、入園料は下がっており、平成元年度から同水準となっている。 今後、事業運営の内容や経費構造が変化することも想定されることから、使用料算定の基礎となる原価（人件費及び物件費）が、その時点における事業実態を適切に反映したものとなっているかについて、次回使用料見直しの際に改めて確認することが望まれる。	観光課	

番号	報告書 ページ	意見				措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目	内容				
76	111	意見 76	動物園管理事業	業務実施報告書の作成について	高崎山管理センターは、高崎山自然動物園等清掃業務について、指名競争入札により、A社に業務委託を行っている。 当該業務委託について、契約書第10条において、次のように契約を締結している。 （業務の報告等） 第10条 受注者は、仕様書等に従い、発注者に対して業務報告書を提出しなければならない。 2 発注者又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、受注者に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。 この点、市は、検査調書を作成しているものの、業務報告書の提出を受けていない。契約書は当事者双方を拘束する法的文書であり、契約書に則り、業務報告書の提出を受けることが必要である。 業務履行の確認にあたっては、市職員が業務を行っている範囲内での清掃であり、清掃状況を確認することができる状況ではあるが、業務履行の確認にあたっては、客観的に判断できる記録が求められる。	令和8年度から業務の履行確認が客観的に判断できる記録として、業務報告書の提出を徹底させることとした。	観光課	
77	111	意見 77	動物園管理事業	最低制限価格の設定について	市は、高崎山駐車場等警備業務委託について、指名競争入札を行っているが、最低制限価格を設定していない。 ここで、大分市施設維持管理業務委託に係る最低制限価格制度試行要綱によれば、対象業務は下記のように定められている。 （最低制限価格制度の対象業務） 第2条 最低制限価格制度の対象となる業務は、業務時間及び業務単価を基に予定価格が算定されるもののうち、設計金額が50万円を超える警備業務（機械警備業務を除く。）とする。ただし、市長が最低制限価格制度を採用する必要がないと特に認めるものについては、この限りでない。 この点、当該業務の設計金額は、50万円を超えており、かつ、警備員を配置する人的警備業務に該当する。 人的警備業務においては、労働集約的かつ安全確保を目的とする業務であることから、最低制限価格を設定しない場合、低価格入札を招き、警備品質の低下や労働関係法令違反、契約履行の不確実性を生じさせるおそれがある。 なお、当該業務委託については、仮に最低制限価格を設定した場合でも落札額が最低制限価格を上回っていたため、上記の状況にはあたらない。 しかしながら、市としては、要綱に沿った運用を行うとともに、適正な業務履行を確保する必要がある。	次回の入札より、最低制限価格を設定し、適正な業務の履行を確保することとした。	観光課	
78	114	意見 78	農作物被害対策事業	評価指標の設定について	市は、当事業の評価指標として、有害鳥獣としてのサルの「捕獲頭数」を設定している。 農作物被害対策事業としての本来の目的は、「サルによる農作物被害の防止及び被害額減少」であり、捕獲はあくまで手段（アウトプット）である。 捕獲頭数の多寡と農作物被害額の減少との間には、必ずしも直接的な因果関係があるとは限らず、事業目的（サル被害を抑制することにより、サルによる農作物被害の防止及び被害額減少を目指す）を直接測る指標にはなっていないと考えられる。 また、捕獲頭数はサルの生息数・行動範囲や天候・餌資源の豊凶等の外部要因の影響を強く受ける可能性がある。 捕獲頭数は、活動指標としての側面が強く、事業目的達成のための手段である。このため、農作物被害額等の事業目的に即したアウトカム指標を設定することが望ましい。	令和8年度より、事業の評価指標として「高崎山周辺部農作物被害に対する金銭の補償額」を設定した。	観光課	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
79	115	意見 79	農作物被害対策事業	業務委託指示書の遵守について	市は、有害鳥獣（猿）処分業務に関して、委託契約を業者と締結し、「有害鳥獣（猿）処分業務委託指示書」を作成している。当該指示書において、安全対策として以下の事項を指示している。 殺処分及び送致等の業務を行うにあたっては、猿による咬みつき、引っかき等の事故を防止するため下記の通り、安全対策を講ずること。 ①作業に従事する際は、長袖・長ズボンの作業着、マスク、皮手袋、長靴を着用すること。 業務報告にあたって、業者により一連の業務が写真により管理されている。しかしながら、写真を閲覧する限り、上記の指示事項が遵守されているようには見受けられなかった。 安全対策が遵守されない場合、猿が感染症を保有していた場合には、作業従事者の健康被害リスクを高めるおそれがあるとともに、事故が起きた場合、安全対策が遵守されていないことが原因とされ、委託者・受託者双方の責任が問われる可能性がある。 また、指示書に具体的な作業方法・安全対策が記載されている以上、それらが遵守されない場合には発注者側の管理監督責任につながってくると考えられる。 業務委託指示書については、業者への周知を徹底する必要がある。 なお、指示書の内容が実態に即しているかも含め、見直す必要がないか検討する余地がある。	業務指示書の内容が実態に即していることを確認するとともに、業者に対し業務委託指示書の内容について改めて指示し、健康被害リスクの低減及び安全対策の徹底を図った。	観光課	
80	120	意見 80	移住者就労促進事業	労働力人口の増加	令和６年度はＵＩＪターンでの就職者数は６２名との結果が出ている。これまでも移住相談会への参加及び各種広報活動並びにおおいた産業人財センターによる就労支援を行っているが、さらにＵＩＪターン就職者数を増やせるような施策を検討する必要がある。 大分市も緩やかではあるが人口減少の傾向にあり、大分市のＨＰ上の情報によると令和７年の人口は約４７０千人となっており、その内６５歳以上のシニア世代の占める割合は約２９％である。若い世代のＵＩＪターンができる土台をさらに固めていく必要がある。	ＵＩＪターン就職者数の増加については、これまでも移住相談会への参加、各種広報活動の実施及びおおいた産業人財センターによる就労支援等に取り組んできたところである。 若年層を中心とした人口流出が続く中、さらなる取組の強化を図るため、令和８年度から、大分市お試し移住補助金を実施するなど、取組を充実させることとした。	おおいた 魅力発信局	
81	121	意見 81	移住者就労促進事業	移住者支援の効果の検証	ＵＩＪターンによる経済効果などの指標を算出することは困難であり、現在では算出されていない。 しかし、費用対効果や投資という視点からは何かしらの目標指標（ＫＰＩ等）を定めることが望ましいと考える。 移住者を増やすことにより、本市の税収に繋がると考えられる。また、移住者の定住により、産業の担い手不足・後継者不足の解消など、本市企業の人材を確保することで産業を活性化することや、若い世代やファミリー層を呼び込み、過疎化・高齢化の進行を抑えて、まちの活気を維持・向上させることが期待される。 そのため、目標指標としては移住による税収の増加、社会保険料の増加、就労人口の増加、高齢化人口の割合の減少などが考えられる。	移住施策による地域経済への直接的な効果を定量的に把握することは現状困難であるため、現在は市内企業への就職者数などを成果指標として評価を行っているところである。 今後は、他自治体や国の動向を踏まえ、地域経済への波及効果をより具体的に把握できる指標について検討することとした。	おおいた 魅力発信局	
82	121	意見 82	移住者就労促進事業	移住応援給付金等を収受後に転出される方の理由	移住応援給付金等を収受後に転出される方の理由について、返還者からの相談やヒアリングの際、交付決定の取り消しの可否を判断するために必要な範囲で聞くという運用となっている。 転出理由については、今後の魅力あるまちづくりに活かせることも考えられることから、確認項目を定める等、転出理由の把握に努める必要がある。	令和８年度から、大分市移住支援事業に係る移住支援金及び大分市移住者応援給付事業給付金の返還対象となる転出者に対し、転出理由の把握に努めることとした。	おおいた 魅力発信局	
83	127	意見 83	大分市ＭＩＣＥ誘致促進事業	収支決算書の検証	収支決算書において、支出に関しては証憑書類の確認が行われているが、収入に関しては根拠資料の確認が行われていない。参加料の根拠となる資料や参加者名簿等は入手していることから、収入計上額の再計算は可能であり確認する必要がある。	令和８年度から、参加料の根拠資料等をもとに、収入計上額の再計算による確認を行うこととした。	おおいた 魅力発信局	
84	127	意見 84	大分市ＭＩＣＥ誘致促進事業	振込口座	補助金の入金先は基本的に主催者（団体）の口座になっているが、主催者からの委任状があれば指定の口座に入金することが可能となっており、令和６年度に拠出した補助金の中で、補助金の受領の権限が申請団体から個人に委任され、個人口座に入金されているものがあった。 個人口座に入金した場合、目的外使用が生じるリスクが考えられることから、できるだけ団体口座に入金の方が望ましい。 ＭＩＣＥ補助金は実績報告後に支払いが行われる仕組みとなっており、補助金の入金がある時には経費の支払は完了している。そのため補助金申請を一人で行っている場合、団体の他のメンバーは補助金のことを知らないことも想定される。そのような状況で個人口座へ振り込みが行われた場合、団体の簿外資金となり団体活動資金として処理されない可能性も考えられることより、団体口座への振り込みが望ましい。	ＭＩＣＥ補助金の振込先については、原則として申請団体名義の口座としているが、やむを得ない事情がある場合には、委任状の提出により指定口座への振込を認めている。 令和８年度から、やむを得ず個人口座への振込を行う場合には、申請団体に対してその必要性を十分確認することとした。	おおいた 魅力発信局	

番号	報告書 ページ	意見				措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目		内容			
85	131	意見 85	地域魅力創出事業	事業報告書の具体的記載	令和6年度の大分市地域魅力創出事業補助金は、おおいたPOPカルチャーフェス実行委員会に交付されている。 大分市地域魅力創出事業補助金交付要綱第11条では、「補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市地域魅力創出事業補助金補助事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類（（1）事業実施報告書、（2）収支決算書、（3）領収書、支払証書兼その他の補助対象経費の支出を証する書類、（4）その他市長が必要と認める書類）を添えて、補助事業が終了した日の翌日から起算して30日を経過する日～までに、市長に提出しなければならない。」とされている。おおいたポップカルチャーフェス2025の実績報告書は大分市に対して実施後30日以内に提出され、事業計画書には、特記事項、集客力・経済効果に対するアピールポイント、地域への還元力に対するアピールポイントについて詳細な記載がされているが、事業実施書では特記事項に「来場者数：延べ約6千人」と記載しているのみであり、事業の効果についての具体的な記載は確認できなかった。 この点について担当者に効果の検証を行っているかどうかの質問を行ったところ、実施報告書には具体的な記載はないものの、イベントの当日に担当者が現地を訪れ、イベントは盛況であったことを確認しているとのことであった。 要綱上、事業効果の詳細な報告を求める規定があるわけではないため、規定違反とまではいえない。しかしながら、補助事業の効果を検証する観点からは、事業計画書に記載された目標や期待される効果に対して、事業の成果がどのようなものであったのか、補助事業者に具体的に記載させる仕組みとすることが望ましい。	当該事業は、令和6年度をもって終了した事業であるが、今後、同様の事業を実施する場合は、事業の効果を事業計画書に記載された内容に応じて具体的に記載させることとする。	おおいた 魅力発信局	
86	137	意見 86	フィルムコミッション事業	事業の効果を示す指標の導入	平成18年に当時の大分市長がフィルムコミッションに関する質疑の答弁に、「市民や関係諸機関との連携を図る中で迅速かつ多様に対応できる組織づくりを行い」とされているがその組織として活動を行っているのが大分市ロケーションオフィスである。 大分市ロケーションオフィスはおおいた魅力発信局内に設置されており事務局は大分市の職員が兼務している。少人数で運営しているため、蓄積された知識やノウハウが属人化し担当者が変わると知識やノウハウが組織に蓄積されないリスクが懸念される。 しかしながら、大分市ロケーションオフィスは長年の業務の蓄積としてロケ対応マニュアルや、許認可フロー図、トラブル事例や対応マニュアル、関係諸機関の連絡リスト等を作成しており組織としての知識やノウハウは保有されている。 フィルムコミッション事業は大分市ロケーションオフィスに交付金を支払うことでフィルムコミッション事業の基盤を整備し、大分市ロケーション撮影誘致補助金で個別の作品を誘致するという組み合わせで運用されており、過去の実績をみると、撮影誘致に効果的であると認められる。 フィルムコミッション事業の効果を検証するためには、単年度の映像制作誘致のみで評価するのではなく、中長期にわたって大分市の経済・観光・ブランド価値をどのように高めたのかという観点から評価する必要がある。 大分市ロケーションオフィス規約の第2条に「本会は、国内外の映画、テレビ、CM等の撮影に対する協力、及び誘致活動を行うことにより、本市の知名度向上と観光資源の開拓、地域の活性化、集客力の強化、地元映像業界の発展、ならびに芸術文化の振興に資することを目的とする。」とされている。これらの目的をどのように具体化し、評価指標とするのが課題である。 上述のとおり、映画の撮影は継続的に行われており、テレビ番組やCMなど撮影も途切れず実施されていることから、フィルムコミッション事業の基盤整備の結果として、撮影誘致が一定程度成功しているものと捉えることができる。 誘致に成功していると捉えることができたとしても、それがどの程度の効果であるのかということを示す一定の指標が必要である。 具体的には、交付金による基盤整備が補助金による撮影誘致の効果を高めるのかという観点から、年度ごとの推移表を作成し、撮影日数、支出額等を比較することが考えられる。また、メディア露出回数やSNS再生数等を活用してPR効果を算定するなど複数の指標を組み合わせて具体的な評価指標を導入し、事業効果を検証することが望まれる。	フィルムコミッション事業の、観光振興や地域経済への波及効果、ブランド価値の向上などの中長期的な効果を定量的に把握することは困難であるため、現在は撮影支援件数及び撮影相談件数を成果指標として評価を行っているところである。 今後は、他自治体などの動向を踏まえ、中長期的な効果を把握できる指標について検討することとした。	おおいた 魅力発信局	
87	139	意見 87	大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業（フィルムコミッション事業）	補助対象経費となるかの慎重な検討	「大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱」第5条は「補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費（大分市内に所在地又は住所を有する者との契約の対価として当該者に対して支払うべき経費～）とする。」と定めている。 令和5年度の「52ヘルツのクジラたち」の補助対象経費の領収書のなかに大分市内に所在地又は住所を有しない者に対する支払いがあった。金額的に僅少であり補助金の金額には影響を及ぼさない支払いではあるが、補助対象経費とそうでない経費の峻別については細心の注意をはらってチェックを行うべきである。	今後、大分市ロケーション撮影誘致補助金の対象経費の審査にあたっては、複数人で行い、領収書の所在地確認には細心の注意を払うとともに、申請者に対しても、領収書の所在地確認について注意を促すこととした。	おおいた 魅力発信局	

番号	報告書 ページ	意見			措置の内容	担当部署	備考	
		区分	項目	内容				
88	139	意見 88	大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業（フィルムコミッション事業）	長期的な観点での補助金の効果の検証	大分市は人口10万人から50万人程度の他の都市と比較して補助金額が500万円と高い水準である。地方での撮影は交通費、宿泊費等の負担が大きいため、制作会社の費用負担の軽減を図り、他市との差別化を図るために補助金額を多少高く設定しているとのことである（鹿児島市の映画撮影等誘致支援事業補助金は300万円）。 令和4年度は映画「春に散る」、令和5年度は映画「52ヘルツのクジラたち」の誘致に成功しているが令和6年度の大分市ロケーション撮影誘致補助金は、応募者がゼロであったことから補助金の交付が行われていない。 令和4年度、令和5年度は補助金額500万円が交付されているが、その補助対象経費については令和4年度の「春に散る」では約10.4百万円、令和5年度の「52ヘルツのクジラたち」では約21.8百万円といずれも補助金額を2倍以上上回っている。これは補助金の経済波及効果も2倍以上となっていると考えることができる。しかしながら、このような補助金対象経費については短期的な効果であり中長期の効果の検証はされていない。 中長期的な観点で補助金の効果を捉えると、例えばロケ地巡礼による数年に亘ると期待される経済効果や、ロケ誘致による大分市のイメージが強化されることによる旅行先としての魅力向上、移住促進等が考えられる。 本補助金は撮影の誘致や短期の経済波及効果に有効ではあるが、大分市の将来の価値を創造する長期的な投資という観点で補助金の効果を検証すべきと考える。	大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業の、中長期的な地域経済への波及効果を定量的に把握することは困難であるため、現在は市内消費額を成果指標として評価を行っているところである。 今後は、他自治体などの動向を踏まえ、中長期的な経済波及効果を把握できる指標について検討することとした。	おおいた 魅力発信局	
89	143	意見 89	道の駅管理運営事業	事務事業評価の収支計算	事務事業評価の収支計算において、支出は記載されていたが収入に関しては記載されていない。予算執行額の把握だけでなく、収支結果についての検証も重要であり収入についても記載する必要がある。 【記載漏れがあった令和6年度の収入】 ・道の駅佐賀関：73,314円（土地の貸付料） ・道の駅のつはる：73,700円（自動販売機の設置に係る貸付料）+879,236円（物産館の貸付料）+1,465,704円（光熱水費）=2,418,640円 ・道の駅たのうら：12,665,197円（建物の貸付料）+11,095,003円（光熱水費）=23,760,200円 ・道の駅のつはる及びたのうら：811,447円（電気自動車急速充電器使用料）	令和8年度から、事務事業評価の個票へ収入について記載することとした。	おおいた 魅力発信局	
90	143	意見 90	道の駅管理運営事業	道の駅佐賀関の財務内容の把握	道の駅佐賀関は建物所有者がNPO法人であるため、大分市としては業績の管理を行っていない。これは旧佐賀関町時代からの流れではあるが、一般的に、道の駅は官民が一体となって運用が行われるものである。道の駅の運用の継続性を考慮すると法人の財務内容は把握した方が望ましい。	令和8年度から、道の駅佐賀関を運営する「さかのせきまちづくり協議会」の事業報告書を確認し、財務内容を把握することとした。	おおいた 魅力発信局	
91	143	意見 91	道の駅管理運営事業	業績管理	道の駅のつはると道の駅たのうららにおいては予算書と決算書の入手が行われているが、業績に対する見解等が示されていない。業績結果が計画を大きく下回った場合は、その原因と来期の計画に与える影響を把握しその見解を簿冊に残した方が望ましい。 道の駅の経営は民間に委託されているが、継続するためには委託先会社の財務の健全性が必要となり、赤字が続くと事業の継続が困難になることやサービスの低下につながる恐れがある。そのために財務内容の提出が要求されており、経営が悪化しないように管理することが行政の役割である。	道の駅のつはる及び道の駅たのうららについては、受託事業者から予算書及び決算書の提出を受け、内容の確認を行っているところである。 今後は、業績結果が計画を大きく下回った場合は、その原因と来期の計画に与える影響を把握し、その見解を簿冊に残すこととした。	おおいた 魅力発信局	
92	145	意見 92	西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業	工程管理について	当初の工期で完了していた場合は5月中旬にオープンすることも可能であったと思われる。その場合、かなりの集客が得られたと考えられ、機会損失が生じたであろうことが想定される。 工期が遅れた要因は、国土交通省と連携して整備を進めるなかで、関連工事の進捗に応じて工期延長したということであるが、工程管理が十分にできていたのか疑問が残る結果となっている。行政間の連携を十分に取し、工程が遅延しないような管理が求められる。 工事契約の延長 工期変更日：令和6年3月25日 当初工期：令和6年3月29日 変更後工期：令和6年5月31日 オープン：令和6年7月7日	当該事業は、令和6年度をもって終了した事業であるが、今後、同様の事業を実施する場合は、関係機関等との連携を十分に行い、工程が遅延しないよう管理することとする。	おおいた 魅力発信局	
93	146	意見 93	西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業	変更理由書の記載方法	工期延長の詳細な理由は、工事打合簿には記載されているが、変更契約に係る変更理由書には以下の3項目の記載のみとなっている。変更理由書は資金決裁書類であり、工期延長の要因を詳細に記載して承認を得る必要がある。 変更理由書に記載されていた内容 1. 工事対象範囲に確認された地中埋設物を撤去する必要が生じたことから、施工数量を変更する。 2. 地盤改良工事を実施したところ、支持地盤の深さが設計で想定していたものより浅かったことから、施工数量を変更する。 3. 関連工事の進捗に応じて工期を変更する。	当該事業は、令和6年度をもって終了した事業であるが、今後、工期延長に係る変更理由書を作成する際は、工期延長の要因を詳細に記載することとする。	おおいた 魅力発信局	

番号	報告書 ページ	意見				措置の内容	担当部署	備考
		区分	項目		内容			
94	146	意見 94	西部海岸地区憩い・交流拠点施設整備事業	一者随意契約の妥当性	P F I 等事業者選定準備支援業務委託に関しては、簡易公募型プロポーザル方式にて業者の選定が行われており透明性が高い契約となっている。しかし、その後に発生する委託契約は当初に選定した業者が今までの検討内容や経過等を十分に把握していることから一者随意契約となっている。 将来の業務委託を完全に把握することは困難であるが、過去の実績をみれば今後必要な業務委託についても想定することは可能であったと考えられる。出来る限り当初の選定の中に継続的に発生する業務委託を含めたうえで公募を行った方がより透明性の高い契約であったと考えられる。 契約の透明性を高めるためには、一者随意契約はできるだけ排除する必要がある。	当該事業は、令和7年度をもって終了した事業であるが、今後、同様の事業を実施する場合は、事業の立案段階から将来の業務範囲をより具体的に想定し、可能な限り当初の仕様に含めるなど、契約の透明性を確保する。	おおいた 魅力発信局	
95	149	意見 95	道の駅連携促進事業	道の駅さがのせき大創業祭の目標未達について	道の駅さがのせき大創業祭において目標値は前年度からの伸長率105%が設定されていたが、それに届かず101%の結果になっている。大分市としては若干の月間売り上げの向上に貢献したものの、イベント効果が持続せず、結果として目標値に届かなかったと分析している。 こうしたイベントの機会をいかし、イベント効果が持続するような新商品や新メニューの考案などの取組を行い目標達成するよう努めていただきたい。 佐賀関は令和7年11月に発生した大規模火災の影響で大変な状況となっており、行政が中心となって復興に尽力されていることは敬意を表するところである。その中で道の駅でできることを検討され、復興の手助けとなることを実施していただきたい。	道の駅は、平素から売上向上についての様々な努力を行っているところであるが、今後、イベントを実施する際は、継続的な集客や売上向上につながる取組となるように努める。	おおいた 魅力発信局	
96	150	意見 96	道の駅連携促進事業	事務事業評価の未達状況について	道の駅は、休憩・情報提供・地域連携の3機能を持つ地域振興施設であるとともに、防災拠点としての役割も担う場所であることから、持続可能な経営状態を維持するために、イベント等での集客により収益を上げることが重要である。 事務事業評価で道の駅佐賀関も道の駅のつはるも対基準年度の売上の10%増を目標としていたが、佐賀関108%、野津原106%の結果となり目標未達となった。所管課は事業費が少なく、インパクトのあるイベントに結びついていないこと、交流イベントの中で販促活動が弱いと分析している。 道の駅のつはるは、地理的に集客が困難なエリアであることから、事業費を上げることよりも、人が集まるような取組や特産物等の価値を上げることが必要となる。問題点の改善も考慮しつつ、目標が達成できる事業計画の作成に努めていただきたい。			